

# 日本記者クラブ会報

■一九八九年五月二十六日 昼食会

東京都千代田区内幸町三丁目一  
日本プレスセンタービル  
◎社団法人 日本記者クラブ  
電話〇三一五〇三一二七二二

## 理想と現実の接点を求めて



自由民主党政治改革委員会会長

後藤田正晴

いま、いいタイミングで、というお話を司会者からありました。私にとっては一番悪い時期です。どこまでお話ししたいのか、多少の戸惑いがあります。ちょうどときのう（五月二十五日）の国会の質疑応答（衆院予算委員会における中曾根喚問）と同じで、聞き方いかんによってはいい音がするし、そうでなければああいうことになる。そういうことで、最初の話は遠慮しながら話させてもらいたいと思います。

### ますかつたり事件関係者の対応

昨年の六月に川崎で起きたリクルート事件が、こんななるとは、当時は夢にも思わなかつた。あの当時

は、検察庁がこれは事件にならないということで一応お入りになっていたわけですが、それが今日こういうような状況にまで発展した。それだけ背景には、われわれの分からぬところで相当深刻なものがあったのではないか、と思わざるを得ない。ただ時期が悪かったということもある。

議員個人の資産報告を今国会で立法化する、ということが出ていますが、その中では、都道府県、指定市の長、議員は条例でやることが出来る、と書いてあります。「それはけしからん。オレたちの意見を聞いていい」そういう意見が一部にあるようです。これはうわさです。それは間違いで、実は、知事、地方議会す

つまり、税制改革という国民の懐に一番影響のある、しかも国政上、放っておけない重大な問題を審議しているさ中にこれが起きた。国民の側から見れば、おかしいではないかわれわれは税金を取られるのに、ということになる。まあ、減税のほうは忘れていましたから、政治家のほうは濡れ手に粟ではないか、という国民感情が起こるのは当然の話だと思います。要する

理想と現実の接点を求めて

後藤田正晴

1

新段階を迎えたゴルバチョフの政治改革  
木村明生青山学院大学教授

14

に、ここまで拡大した原因には時期の悪さもあった。もう一つ、関係者の対応の仕方がいかにもまずかつた、とも思います。そういうようなことで、国民の政治に対する不信感がだんだん増幅されてきた。

政権担当者の総理大臣としても、これは放つておくわけにはいかない。政治に対する国民の不信感を解消するためには、政治とかねにかかる問題が根源にあるわけですから、「そういう立場で政治改革に取り組んで、こういうことが繰り返されることのないような処置を考えてくれ」ということで、昨年の暮れに政治改革委員会がつくられ、私がその会長に命ぜられました。

（1）

べてにアンケート調査をやって、意見の提出を求めています。

その意見を全部集約して、起草委員会をつくって、何もかも気が済むまで五月十九日に竹下総裁に答申しました。竹下総裁は、その答申を受けて、これを党議決定しようということです、二十三日党議決定したわけです。

### 政治改革をどう具体化していくか

そこで問題は、この次に誰が総理総裁になるのか、今は全く五里霧中ですが、誰がなろうとも、次の政権の最大の政治課題は、この政治改革をどう具体化していくかにある。実行しなければ絵に書いた餅になってしまいます。

こういった種類の事件が起きると、大体どういうけじめのつけ方があるのか、ということになる。一つは、司直の手による解明、けじめということがある。これは、いつでもやらなければならないことだし、やろうと思えば出来ることです。

もう一つ、この司直の手による解明の際に、ぜひ皆さん方にも考えていただきたいと思うのは、私もそういう仕事をやっていた者ですが、司直の手による解明に過大な期待を持つては困る、ということです。日本は独裁国家とは違いまして、文字どおりの法治国家です。法治国家での司直の解明には限界があるということです。

とです。ところが、国民の立場から見ると、何もかも真っ黒に見えるわけですから、何もかも気が済むまでやらないと納得しない。それで過大に期待をする。

その過大な期待にこたえようとすると、うっかりすると勇み足をやる。その勇み足というのは、結果としては「不届き罪」という罪で処断をするということになる。そういうことになっては申し訳ないと思います。

やはりいかなる場合でも、権力機関は厳正な法の解釈運用と証拠の積み重ねによって、いかなる圧力も受けとれることなく、きちんとした事件の処理をすべきである、と私は考えます。そういうことで、今回の事件もおそらく処理されたと考えています。

そうなるとやはり限界があるわけですから、国民の側から見ると、情報がないわけです。マスコミの諸君も本当の意味では情報がないのですね。どこから聞くのかよく分かりませんが、いかにももつともな話が先走って出ていますが、実際はなかなか分からぬ。そうすると、やはり「けしからん」という気持ちが残る。法律で全部を処理するわけにはいかない面が残るわけですから、「本当にけしからん」と思う気持ちが残るのも無理はない。

### 政治道義の問題はまず倫理審査会で

そうなってくると、これに対してもうこたえるかといふのは、あのような政治的事件ですから、まさに政治道義の問題であり、政治の役割ではないのか、と思いません。

政治的けじめをつけなければならない。その政治的けじめとは何かと言えば、自分の身の潔白を明らかにする人はするし、悪かったのは「悪かった」と、言うことではないでしょうか。

ところが、いまの国会の状況では、「オレはこうだよ」と真相を訴える場所がない。今度改正しようと思っているのは、一つはそこにある。

国会法に基づいた国会議決の「倫理綱領」あるいは「行為規範」の中に、疑惑を受けるようなことがあったならば、議員は自ら進んで真摯な態度で事態を明らかにして責任をはつきりさせる、とちゃんと書いてあります。

ところが、それをどこへ行ってやつていいのか分からない。倫理審査会というのがありますが、これは「ロッキーード」で出来た審査会ですから、大体「入り」が窮屈で、なかなか入れないようにしてある。審議が仮にあっても、結論がなかなか出せないように「出」が難しくなっているから、開店休業の状態です。自分が進んで出て行つて、「こうですよ」と言うことが出来ない。本来、ああいう問題が起きた時に、道義的、倫理的に、また政治的にけじめをつけなければならぬ立場にある人が発言するのは、やはり倫理審査会だと思います。

それがうまく機能しない。そうなると、今度は「予算委員会でやれ、やらないと予算審議が始まらない」ということになる。寝てしまうのですから。これは具合が悪いと思います。

そういう意味において、一つは国会の場ではつきりさせるのが一番いいのですから、倫理審査会をきちんとすべきであろうと 생각しています。

それができないなら、記者会見をやるもの一つの方法でしよう。しかし、私は国会の場が一番いいと思います。それには倫理審査会が機能するように改めるこ

とが一番肝心だと思います。

もう一つは、あのような場合に、人から言われてやるのではなくて、自分が選択してやることが大切だ、と思います。それには、「オレはしばらく役職を辞めるよ」と言うのも一つでしょう。また、「オレは党に迷惑をかけたから党を離れるよ」と言うのも一つ。また、「オレは国会議員として、選挙民に対しても迷惑をかけたから、一たんバッヂをはずすよ」と言うのも一つ。「自分は、司直の手うんぬんでも何でもないけれども、振り返ってみると、自分が国会議員たるにふさわしいかどうか、多少の問題がある」ということで、自分で進んで政界を引退するのも一つ、こういうことがあるのではないかと思います。

しかし、中心は国会に出てきちんと明らかにすることだと思います。そしてその責任の度合いによって、どの道を選ぶかというのは、自分自身で決めるということが一番いいのではないか。これが、こういう事件の起きた時の二番目の問題です。

三番目は何かと言えば、繰り返してはいけない、ということです。つまり、再発を防止する。のために政治改革と言いますが、主として政治とカネにかかわる問題について、きちんとした対応策を講じていくといふことが、三番目の課題であると思います。私は、いま、この三番目の仕事をやらされている。

### 政治全体が『金属疲労』気味

一番目の司直の手によるものは、もう大体ケリがついた。二番目の、政治家個人個人が取るけじめの問題は、まだ残っているのではないか。しかし、これに

は、早急に何らかのけじめをつけるのではないか。党では、けじめとは何かについて、人によって考え方違うものですから、一応のルールのようものを検討しているようです。そのルールが決まったところで、人に言わせてやるのではなくて、自らがやるべきことは自らがやるのだろう、と私は考えています。

私は、そういうことで三番目の政治改革案に取りかかったわけですが、何に一番注意したかと言いますと、一つはいま、こういった問題をめぐって、政治家と一般の国民との間に大きな落差があるということです。

一口で言いますと、いまは政治全体、とくに自由民主党が政権を担当しておりますから、なおさらそうだと思いますのですけれども、ある意味において「金属疲労」を起こしている。一金属疲労を起こしているから、もうこの旅客機には乗れない。部品を取り換える」とお客様は言っている。しかし、そのお客様も「飛行機を取り換えなければダメだ」と言っているかというと、社会体制を変えてくれとは言っていない。「いまのままの体制でいい。しかしともかく金属疲労を起こした部分だけは大幅改修をしてくれ」というのが、国民の認識だと思う。

さて改革案を出してみると、まさにそのとおりで、皆さんの新聞を見ていると、大体評判が悪い。それはどうしてかと言えば、やはり、マスコミの皆さんには理想論が中心になる。だから「これを見ると抜け穴だらけではないか」ということになる。そういうこと

で、「抜け穴だらけ」「なまぬるい」という批判はおそらく出るだろうと思っていました。現実の政治の場合で、本当に毎日が命を削るような厳しい競争社会の中を生きている者からすると、「どうも理想に走り過ぎて厳し過ぎる。とてもじゃないが、これをやったらかえって逆効果になる。もう少しゆとりのあるものにすべきではないのか」という批判が一方ではある。

### 政治改革案に対するさまざまな批判

労なんて起こしていないよ」という人もいる、この三通りの人がいるのではないか。

過去の例を見ると——これは皆さん方が一番ご承知のはずなのですけれども——こういう事件は大体、終戦後から十年おきぐらいに起きていると言われます。

私もこの年齢ですから、終戦後の事件は、みんな承知している。場合によれば関与したものもある。立場は違うんですよ……（笑）。有名なのは復金事件——復興金融金庫融資工作として昭電日野原節三社長による贈賄・献金、昭和電工疑惑事件——石炭国有化をめぐっての炭鉱国管事件、それからしばらくたつと造船疑惑。さらに下つて四十年前になると、タクシード汚職とか、共和製糖とか、一連の「黒い霧事件」が頻発している。その後がロッキード事件。三十年代からすぐぶついた事件で、国会証言等もありましたが、結局、時効等で事件にはならなかつたダグラス・グラマン事件。そして今度のリクルートと、こうなつてゐるわけですが、その都度対応策は考へてゐています。

一番私どもの記憶にはつきりしてゐるのは、大平内閣の時に、航空機疑惑防止等対策委員会という、長い名前の諸問委員会を内閣につくりまして、何項目かにわたつての改革意見を出している。そういうことをしよつちゅうやつてゐるのです。前もそうで、その都度やつてゐる。ところが繰り返すのです。

### 従来のシステムにメスを入れる

これはどうしてか。皆さん方は「小手先改革だ」とおっしゃるのですが、その時の政治の現実から見れば、精いっぱいの改革をやつたと思う。しかし、客観的に見て、何が抜けていたかと言えば、なぜ繰り返すのかという基本にかえつてのメスが入つていない、また、入れなかつたということではないかと思います。

その基本は何かと言えば、政治とカネにかかわることになれば、結局は選挙制度にある。私はそら考へて

いるのです。その選挙制度にメスが入らないということがありますと、こうした事件は繰り返される。

選挙は昔であれば、戦です。いま世の中が進んで投票なんていうシャレたことをやつてゐるけれども、それだけに厳しいのです。勝たねばならん。

皆さん方の立場から言えば、「昔の戦でも戦時国際法というのが、守るか守らないかは別としてあつた。いわんや選挙となればルールを守らねばならない。きちんと正々堂々と戦うべし、背に腹はかえられぬなんて言うのはおかしい」と、こうおっしゃるのは当たり前だとと思うけれども、現実は厳しいのです。選挙制度が改正されなければ、こういうことは繰り返すと思ひます。

そこで、今度の改正案では、何とかこの基本にメスが入らないかということで、私どもは検討したわけです。

ところが、今回が以前と変わつてきたのは、与党、野党を問わず、いまの選挙制度は見直さなければならぬといふ空気が出てきた、ということなのです。しばらく前でしたら、小選挙区中心の比例制なんて言つても乗つてくるわけがなかつた。そう考へると、だんだんそういう空気が強まつてきたなと私は思います。

「基本にメスを入れることもやむなし」という空気が、あるいは芽が出てきたというのが、今回の改革が大きく従来と変わつた点であろう。何とかこの芽を生かしていきたい。

そうは言つても、どんなに制度を変えて、結局は政治家の倫理觀が基本にあると思います。それがなくて、初めから裏道を探つたのではどうにもならない。しかしこのようのように、「リソリ、リソリ」と言つ

て倫理さえ叫んでいれば世の中が良くなるというのは、そもそも基本が間違つてゐる。やはりシステムにメスを入れなければならない。そのシステムの基本は選挙制度だと考へています。

もう一つのシステムは何かというと、これがまた選挙制度以上にやつかいですが、社会慣行というシステムです。日本の社会はご承知のとおり贈答文化、贈り物文化です。向こう三軒両隣のつき合いで、私の家に何か珍しいものがあれば、お隣におすそわけをする。私がどこかへ訪ねて行けば、あいさつがわりの手みやげを持っていく。これは日本の社会常識です。どこも悪いところはありません。

問題は、その社会常識の上で選挙が戦われるということで、その社会常識をいわば悪用して集票活動に使うことです。これを規制するというのは、容易ではないのです。どこまでが社会慣行として認められるのか、どこがいけないのかというのは、なかなか見分けがつかない。そうすると、全部が悪いと決めなければならぬ。これは随分無茶な話なのですが、今度の改正はそうなつてゐるのです。これは、大半の意見によつてそなりました。やはり当分の間でいいから罰則を付ける、ということですが、私は無茶だと思つてゐる。けれども、やむを得ません。

したがつて、こういうことが決められると、皆さん方のお力を借りて周知徹底をしなければならないと思います。一般の方々も国会議員なり地方議員の議員から、いろいろな物をもらつてはいけない、あるいは要求してはいけない、という空気になればしめたものなのです。

そういうようなことで、やはりシステムに手を入れ

るということでなければ、抜本的な改革は難しいと考  
えて、それに何とか手を入れようということです。

### 「サービス合戦」になる中選挙区制

なぜ中選挙区制度を改正しなければいけないのかと  
いうことです。が、六十年間も続いた日本の選挙制度で  
すから、選挙民に「いまの制度はこういう点で良くな  
いのだよ」と、選挙区に帰って話しても、キヨトンと  
しているのです。比例代表制などと言っても訳が分か  
らないということです。小選挙区制というのは与党・  
自由民主党の勝手な案だ、というぐらにしか理解し  
ておりません。だから、それをよく選挙民に説明しな  
ければなりません。

中選挙区制度の弊害で一番大きいのは何かと言え  
ば、政権交代がないということです。いまの制度なら  
絶対に自由民主党の政権です。過半数を割つても、自  
由民主党中心の政権であることは間違いない。もう  
一つは、いまの制度でいったら、どの党が政権を握る  
とも——いまは自由民主党ですけれども——サービ  
ス合戦の選挙になるという点です。

私の選挙区を例に取りますと、自民党三人、社会党  
一人、公明党一人です。実際に選挙を過去五回やつて  
みて、私が社会党を攻撃するかというと、一度も攻撃  
したことはありません。私の甥が社会党の代議士だか  
ら言わないのではない。言つても全く差し支えない。

しかし、いくら言っても私には一票も増えません。公  
明党の悪口も一度も言つたことはない。言つても票は

増えない。誰の悪口を言うかというと、悪口を言うと  
あまり票にならないのですけれども、そこを上手にや

るわけですが（笑）、三木武夫さんを攻撃しなければ  
ダメだ。それから森下君の攻撃もしなければダメだ。  
秋田大助さんの攻撃もしなければダメだ。そうすると  
私の票が増えるのです。全部同士打ちです。同士打ち  
ということになれば、同じ政党ですかから政策論争には  
なりません。では、どうやるかと言つたら、普段のサ  
ービス合戦になる。これがカネがかかるのです。

何としても私は、この中選挙区制だけは改正しなけ  
ればならないと思います。しかし、いま言った社会慣  
行とか、あるいは六十年続いた中選挙区制にメスを入  
れるということは、なかなか困難な仕事です。

今回の政治改革も、要は実効がどこまで上がるか、  
ということですが、大変な困難を伴う仕事です。こと  
に選挙制度ということになると、これは、個人の政治  
生命に響くし、政党の利害消長にも関係するというこ  
とで、なかなか口で言うように簡単なことではない  
のではないか、と考えているわけです。

そして四百七十一人まで持つていった場合、その次

にくるのは、小選挙区制への移行です。同時に、四百  
七十一人を持っていく当面の改正の際には、格差是正  
をやります。裁判所はいま、三対一まで一応は認めて  
いますが、これでいいとは言つていてない。もう少し狭  
めたほうがいい、というのが裁判所の本心でしょう。  
こういったことを考えながら、今度の政治改革案を  
つくつたわけですので、まず、その一つとして選挙制  
度の改革について意見を出してある。それは小選挙  
区を基本にしたもので。そして一部に比例制を入れ  
る。西ドイツの方式にやや似ているということです  
が、西ドイツの方式は小選挙区中心ではありません。  
比例代表制中心の制度に小選挙区が加わっている、こ  
ういうふうに理解しています。

の四百七十一人まで持つていこう。いまは五百十二人

ですから、四十一年減になる。それをソフトランディ  
ングでやつていこうということです。次の選挙から減  
らすなどと言つても、法律が通るわけがありません。

そうではなくて、一定の年数をかけるということで、  
全部計算をしてもらいました。四百七十一を各選挙区  
に割り付けてみる。そうしますと、マイナスの選挙区

とプラスの選挙区が出来ます。これを「仮定員」と決  
めるわけです。そして該当選挙区の人が死亡した場  
合、あるいはやめた場合、その選挙区は暫定定数を恒  
久定数に変えるまでの間は、補充をしないということ  
です。ちょうど国家公務員の定数減をそういうやり方  
でやっているわけです。それならば残った人には必ず  
しも影響がすぐに及ばない。こういうやり方以外に  
はないと思います。

そして四百七十一人まで持つていった場合、その次  
にくるのは、小選挙区制への移行です。同時に、四百  
七十一人を持っていく当面の改正の際には、格差是正  
をやりたい。裁判所はいま、三対一まで一応は認めて  
いますが、これでいいとは言つていてない。もう少し狭  
めたほうがいい、というのが裁判所の本心でしょう。

これは脇道になりますが、私は、裁判所の判断は、  
良くないと思っているのです。これは裁判所の言うこ  
とではない。国会の裁量権の範囲の問題であると、私  
は基本的には思っています。ちょうど石橋政嗣さんがお  
つしやつたように、「自衛隊は違憲ではあるが合法だ」  
というのと同じことです。憲法違反ではあるが、それ  
によつた選挙は合法だ、と言つてはいる。事情判決の法  
理です。民衆訴訟ということであれをやつてはいるわけ  
ですが、民衆訴訟はああいうことで認めるべき筋合

### 取りあえず定数の是正を

そこは多少違うのですが、それを抜本改革  
の目標にしながら、取りあえず定数を、公選法の本則

のものではない。いわんや事情判決の法理なんておかしい。それは、そもそも出発点がおかしいから、そういうことになるのです。しかし、基本は、国会が怠っているということですから、あれを受け入れざるを得ない。そしてそれが一応の慣例みたいになりましたから、裁判所の見解は、われわれとしては尊重せざるを得ない段階に追い込まれているということで、私は認めているわけです。

国会議員の定数は、本来は選挙区比較ではないのです。一般の人も裁判所も、この点を間違っているのです。基本は県間人口比較での一对一がルールです。ただ、どの国でもそうですが、やはり、選挙区制度というものは、行政区画の問題であるとか、過疎・過密度であるとか、あるいは経済圏の問題であるとか、いろいろな関係が響いてきますから、完全な一对一でやっている国はない。ですから、私は、大体一对二以内に収めたらいいだろうと考えています。

県間比較で、いま頭の中で描いているのは、一・八八ぐらいですが、これは先の話ですから、第三者機関にまかせますので、私どもが意見を言うべき筋合いのものではありません。しかし、大体その程度を頭に置いて選挙区間の比較をすると大体二・一九ぐらいになりますかなあ、と考えています。いずれにしても、格差是正をこの際やろうという考え方です。

また選挙については、当然のことながら、選挙裁判で四年もかかったのでは話にならない。前の選挙の任期が終わってから裁判をしてもはじまらない。だから、選挙裁判の迅速化であるとか、連座規定の強化であるとか、個別訪問とか、文書とか、いまはやかましいことを言っていますが、そのようなことをやかまし

く言う必要があるのか、といったような問題もあります。その辺は細かな話ですが、いずれにせよ、選挙制度そのものを改正する。

### 政治資金は量、透明度、管理の改善を

二番目の問題は、この選挙制度が基本にあって、普段の政治活動もあるわけですが、それにカネがかかるということですね。政治資金を一体どう考えていくか。一番目には、量を抑制したいと思います。二番目には、誰からちょうどいいして何に使ったかという、「出」と「入り」の透明度をはっきりさせたい。三番目には、政治資金が集まるとき、それを管理しているわけですが、それが現状ではどうも株式投資に流れているのではないか、という疑いがあります。政府関係機関のお金の使い方は、元本に切り込むようなリスクのある使い方は禁止になっています。それと同じ扱いにすべきだらうということで、政治資金による株の取引は禁止ということにしたいと思います。

それから、パートナーは規制をします。五十一年の改正で、あまり必要限度を計算しないで枠だけをかけてしまった。その当時はたしか、私の耳に入っているのは、新日鉄系統だけで大体二十億円前後の政治資金を毎年使っておられたと聞いていますが、あの改正で一億五千万円になってしまった。そうすると業界の常識として、新日鉄さんと神戸製鋼さんのアッパーリミットと同じというのは、考えられません。いまは同じです。が、その結果何が始まったかというと、パートナーが始まってしまった。

パートナーというのは、皆さん方は寄付だと思っていましたが、そのようなことをやかましいことを言っていますが、そのようなことをやかまし

けたらどうだらうか、ということです。もう一つは、これが、さっき言った現実と理想との妥協なのですが、確かに相手が名前を出してくれるな、と言う場合が多いのです。しかし、こちら側の都合もある。両方の都合がある。いまは、百万円以上は名前を出すのです。ですから、全部百万円に割る。一千万円もらった時は、十の政治団体でないと、具合が悪いのです。理想的に言えば、政治団体は全国規模が一つと、都道府県規模が一つぐらが一番適当だと私は思います。しかし、それではとてもいまの実態には合いません。

そこで私どもの案は、先行きはもちろん検討することにしていますが、いまの案では「後藤田正晴の政治団体はこれとこれである」ということを届け出させる、ということにした。届け出をするとどうなるかというと、いくらなんでも二十も三十も世間の目があつて届け出は出来ません。そういう間接抑制ということです、この際はいこうと思います。これは批判の余地があろうかと思いますが、私はそれで取りあえずは行つたほうがベターだと考えています。

そういうようなことで、政治資金は量と、「出」と「入り」の透明度と、管理上の「株の禁止」ということをやつていただきたいと考へています。同時に、政治資金全体は、やはり下降カーブを描くように節減をしなければならないと思います。それには「出」を抑えな

ければならない。「出る」ほうを抑えないと、「入り」だけ抑えてもどうにもならない。どこか脇道へ行きますから。

そこで「出」のほうで、取りあえずは冠婚葬祭を抑える。いま新聞等に出ておりますが、若手の人々にウソいつわりのない報告を出してもらったところ、冠婚葬祭が一番少ないと、年間千五百万円かかっています。多い人では三千万円かかっています。私は最初、「これ、ちょっと多過ぎるんじゃないのか」と言つたのですが、聞いてみると、かかるのです。謹賀新年と暑中見舞だけで千二百万円かかります。十万枚出しますから、一通、あて名書きを入れますと、四十一円プラス十九円で六十円かかります。東京などは田舎と違いますけれども、新年宴会とか、忘年会が四百回、五百回もあるそうです。こういうつまらないことにカネがかかっていますが、これをもう少しきちんとするということです。

このようなことを考えながら、政治資金は、個人が三分の一負担して党が三分の一、それから国庫補助を三分の一というぐらいにして、きちんと一つのルールづくりのようなものに最終的にはもっていきたいと思います。

慎重な検討を要する政党法

いまの政治資金は逆で、党の負担がだんだん減ってきて、個人が増えて、派閥が増えていく。それをひっくり返すというわけですから、これまた容易ではありませんが、そういう形にもっていこうと思います。したがつて、民間からちょうどいするのも党を中心にして、派閥を抑えていこうということです。

国からの補助とということを考えますと、政党法が必要になります。ところが、政党法というのは、皆さんは簡単に政党法、政党法と言つてはいるのですが、私がいま、党の事務局にもお願いし、自治省の改革委員会の人にも頼んでいたのは、「政党法」というのは、世間が言うほど容易ではない。まず憲法をクリアしてくれば」ということです。それは「結社の自由」の関係があると同時に、差別禁止の規定が入ると思います。いま政治結社が五万あります。補助金を出すとなると、せいぜい四つか五つの政党しかありません。そうすると、差別扱いがあるのでですね。これをまずクリアしなければならない。

基本的には、団体規制による政党法に対する考え方があります。西ドイツはそうです。西ドイツはあんな強引な規定が……。ヒールシャーさん（メンツーブル）あれは強引ですね。（ヒールシャー会員「五%です」）しかし、それは、ヒトラーイズムの再興を防ぐことが基本で、もう一つはワイメール憲法に対する反省と、東が共産圏になっているということが理由だろうと思います。そういうことがあります。それが、立法調査費が七百万円ぐらいでしたか出ています。これは無所属ならば全部自分に入るのですが、政党に入っていると政党がみんな持っていく。素通りになつて個々の議員には入つてこない。あれは、いま、党が国会議員に出せと言つているのだそうです。

だから国からもらうカネはそんなに多くはありません。ですから、国から補助金として政治資金の大体三分の一ぐらい出したらどうかと考えています。

日本の政党法をつくらなければ、補助金を交付することが出来る限りの法規にしたい。政党とか、政治活動というものは、本来は自由闊達に、何ら規制を受けないことなくやるというのが、基本精神だと思います。この基本を忘れたのでは、政治そのものが死んでしまふのではないかでしょうか。それを考えますと、あまり

規制、規制と言うのは良くない。だから、補助金を出せる限りにしたい。しかし、補助金が出ますと、それをどう使ったのか、という会計検査が始まります。行政府があまり立法府に手を突つ込むのは良くない。そこらをどのようにクリアすればいいのか。こういうことを頭に描きながら、政党法は考えなければならぬ。

### 実現したい政治家の資産報告

す。これはプライベートな報告です。いま、大臣がやっていますから、それと同じようなやり方をとりたい。これに対して、また理想論としては、当然のことですが、配偶者と扶養親族の資産も報告しろとなる。これは筋論だと思います。

しかし、実は調べてみましたところ、いま、日本の婦人の七割が職業を持つているそうです。私どものような年配は、そうではありませんが、若い代議士のほとんどは、奥さんが働いているそうです。そこで、奥さんから文句が出る。「とてもじゃない。何で、あんたのためにわたしの財産まで」と言われる。まあ、これは大義名分ですね(笑)。

それで私は、「それじゃあ、無理はずまい」ということで、今回は、代議士個人にしました。

それからもう一つ、「代議士たる者は株をやってはいかん」という議論があったのです。私は「それはあかん」と。いま頃、株をやってはいかんというのは昔の人間の言うことです。昔は、「株をやつたら家を潰す」といって素封家の家は、大体株はご法度です。

「そんなアホなこと言つたってダメだよ。情報に近いのだから、証券取引法のインサイダー取引の防止の問題だ。やってよろしい」ということにしました。これまた新聞記者の諸君から「後退だ」とやられた。

初めは「報告」になっていた。それには意見が出ました。出る前に、私は、一番まじめな奥野さんに、実は内証で聞いたら、「後藤田君、それはダメだよ。いまだ、そんなこと言つてもこれは常識外だよ」という話だった。「株のことぐらい分からぬで代議士が務まるか」と、そこまで言われた。「ああ、そうか」ということで私は、さつと消してしまった。

そのかわりに、当選の度の資産報告に直してくれ、ということで事務局長に直してもらった。そして、毎年報告期日における株の所有高を、銘柄別に報告させる。そうしたら、どの程度やっているかが分かる。それに対して「いやいや、途中でやつて、その時には売り抜いているから分からぬ」と言うから、「そんなに報告の期日にうまいこと売り抜ければいいけど、そりはいかんよ」と。

そういうようなことで、毎年の報告に改めて、そのかわりに株はやつてもいいだろう。

というのは、これは抑えようがないと思ったのです。こんなものを抑えるといつても、税では抑えられない。分離で、源泉徴収になつてますから、加藤清正でやつても一向に差し支えないのです。脱税にはならないのですから。そういうようなことで、これは幾らやってもダメだな、と思ってそのようにしたのですが、そこにお座りになつてある若い新聞記者諸君は、株をやるほどカネがないから(笑)、株なんて分からないから、「後退だ」と言って叱られましたけれど。

とにかくそういうようなことで、政治家の資産報告はやりたい。

もう一つは、さきほども触れた、政治倫理審査会の活性化を図りたいということです。

### 派閥と族議員の弊害を除去

### “国対”突出の議会運営の見直しも

もう一つ、最後に国会改革の問題です。要するに国会は訳が分からぬということと、非能率ということの二つがあると思います。国会対策委員会というのは、国会法に基づいた正規の委員会ではないのです。正規の委員会は、大蔵、地方自治、郵政などの各種委員会と議院運営委員会であつて、国会対策委員会は党の機関です。ところが、これが、いますべてを差配するようになった。あれはもともとは乱闘国会への反省

ると弊害のほうがかえつて多い。派閥そのものをなくせと言つてもなくなるわけはないのです。中選挙区制度との関連の中で解消すればいいので、当面は派閥の弊害の除去ということで、逐次縮めていつもらいたいと思っています。

もう一つは、党改革で気をつけなければならないのは、族議員です。これも必要なのです。ところが、この弊害が出来まして、族議員と派閥が系列化しているのです。自由民主党というのは段階を踏むと、まず政務次官に一番最初なります。ここで少し勉強する。それから部会長になり、委員長になり、そして大臣と、こういう段階を経ます。ところが郵政族、建設族、農林族、通産族、あるいは大蔵省の財政族と決まるとき、一人の人間がずっと行くようなやり方を、派ごとにやつている。だから、派のボスト争いは熾烈なものなのです。これは、やはり、具合が悪いだろうということです。多少そのあたりの人事について手を入れたらどうだろうか、という答申をしています。

党改革の中心は何かと言えば、一つは、派閥の問題だらうと思います。これは少し行き過ぎです。派閥は、政治資金とポスト、人事をめぐつて、ここまでく

からあんなことにならないように、事前によく話し合ひをしようということで、出来たわけです。いまでもその役割は大きいと思います。

だから、この役割を消すわけにはいかないけれども、行き過ぎになつて、それぞれの委員会が独自性・自主性を失つてきたわけです。法案審議も、何日までやつて、いつ上げて、修正はどうして、誰がどうするというところまでみんな決めてしまう。そういうようなことで、もう訳が分からぬということになつてきています。今度の原衆院議長の問題はまさにそれです。国会対策として、ああいう話し合いになつたのですけれども、議長とすれば、「おつとどっこい、そうはいかんぞ。各党の話し合いで議長の地位を左右するとは何事だ!」これは原さんのほうが正論です。それだけに処置がやつかいになる。

しかし、国会対策とすれば、国会をうまく転がして、今度で言えば、五月二十八日に予算をどんなことをしても上げなければならない。そういうことでの話し合いでですから、言い分は十分ある。しかし、議長の権威を考えれば、原さんの言ふことがもつともだ、というようなことになるのですが、ここらはやはり、国対政治について多少の行き過ぎは、直さなければなりません。

もう一つの問題は、多数決原理です。いかなることといえども、議会制民主主義は多数決の原理を認めないでは成り立たない、ということです。何でも寝ればいい、審議拒否すればいい、という問題ではないのです。もちろん、多数のほうも、反省すべきところは反省しなければいけませんが、基本が間違つてしまっている。

それから能率的な国会運営の問題もある。その例は何かとすると、予算委員会です。私も五年間座りましたけれども、一回も答弁する機会なしに、朝から晩までそこに座つてゐるのですから、たまりません。しまいには背中が痛くなる。答弁するほうが非常に楽です。あれは本当に非能率です。そして政府委員頼りですから、あの長い国会中にあれだけ政府の幹部が国会に詰めかけてきたのでは、どうにもならないと思います。

あるいは「堂々めぐり」などというのも、一人が投票するのに、三十分も四十分もかかるというのは、どう考えてもおかしい。

あるいは一月召集、百五十日の会期のうち、年末から正月にかけて三週間休むわけです。むしろ一月の召集にしたほうがいいのではないか、という問題がある。こういう点が能率の問題として残るということです。

### どういう手順で改革するか

最後に、こういう改革をどういう手順でやるのかということになりますと、この延長国会で三つやりたいと思っています。はたして出来るかどうか、よほど精力的にやらないと出来ないと思いませんけれども。

一つは、公選法の改正。寄付の禁止です。それから、政治資金規制法の改正。資産報告の関係、この三つは、今国会でやりたい。

あとは、中・長期の問題ですが、中・長期の最終目標は、来年の十一月三十日が国会開設百周年の記念日ですので、それまでにやりたい。だから、この改革を

やるすれば、臨時国会を何回かやらなければならぬかもしれません。そのような日安で最終の改革をやり遂げたい。

そして選挙法の問題とか、国会改革の問題、党の問題、というような問題については第三者の意見を聞く。党は、外部の方々の意見を聞けばいいと思います。国会も議長のもとに、外部の意見を聞くような諮問委員会等をつくればいいと思います。政府は、いま開店休業になつております選挙制度審議会——これは三十人で、うち二十人が有識者で、十人が各党推薦ということでナ——これに今は与野党が話し合いをして、国會議員は入れないことにする。入れると話がまとまりません。審議権を放棄するわけにはいきませんので、出来ればあらかじめ話し合いをして、第三者の答申があれば、最大限それを尊重してその通りにやる、といったようなことが出来ればいいと考えています。

以上が、私どもが今回提案をしました政治改革の内容です。

ただ、最初に申しましたように、まだまだ認識の度合いが党により、人により違うし、また党利党略がある。そして各議員の政治生命に影響するし、各党の消長に響くということですから、なかなかそんなに簡単にはいかないだろうと思います。

しかし、この次の内閣を担当する人は、何はさておいて、これが最大の政治上の課題になるのではないのか、と考えているわけです。

般論は大変参考になりました。そこで、具体的な身の処し方について、一つだけうかがいたいと思います。

中曾根さんは、議員を辞職しないというけじめのつけ方をされようとしているようですが、これについてどうお考えになりますか。もし後藤田さんが中曾根さんの立場であれば、どういうふうに振る舞うであろうか。具体的にお答え願いたい。

後藤田 先ほど言いましたように、けじめというのは政治的、道義的責任を明らかにするということですから、それはその人の人生観、あるいは政治への取り組みの姿勢、こういうことによって変わるものではないでしょうか。だから、せっかくのご質問ですが、具体的ということになると、中曾根さんにお電話をかけていただきたい（笑）。私の口から言うのはちょっと難しい。

しかし、いずれにせよ、今回のリクルート事件といふものは、私どもの常識を超えた事件です。それだけに、やはり、国民の厳しい目が注がれている。関係なさついろいろな方々は、それぞれの立場、立場で違うと思いますけれども、基本的には、その認識だけは、きちんととして処理をするのが適当であろうと思います。

ヒールシャー（南ドイツ新聞） 選挙制度について

の話の中で、票の重さの問題について、裁判所は三対一までいいと言い、後藤田さんは二対一がいいとおっしゃいましたけれども、私は、基本理念としては一対一でないとダメではあります。どうして二対一がいいのか、何か理由がありますか。他の制度で完全に出来ないとしても、それだけでは理屈にならないのではないか。

それと、中曾根さんのことについてちょっとつけ加えてお聞きします。昨日の国会喚問は“みそぎ”になつたと思いますか。

後藤田 選挙の格差是正の問題は、基本的にはヒールシャーさんと同じように一対一が基本だと思います。ただ、いまのよう都市への集中化が本当に激しい時に、完全な人口比だけでやった場合、一体、国会の論議はどうなるか。過疎地域や立ち遅れた地域は、切り捨てられるおそれがあると思います。やはり、地方の利害を代表した意見は相当出なくてはいけない。それは過疎、過密の問題です。そういう基本的な問題がある。

同時に選挙制度というものは、それぞれの国の民族性、あるいは歴史的な沿革、あるいは政治的土壤、こういうものが背景にありますから、一概にそれがいいとは言えませんが、そういうことを考えると、日本の場合は、行政区画が選挙区画の基本になっています。そうすると、人口が合わないからといって行政区画を割るわけにはいかないのです。そうなりますと、どんなことをしても一対一ということにはなりません。

そこで、どこまでのゆとりというか、アロー・アンスを認めるかということになります。日本では学界、有識者、マスコミの方々のご意見等も、大体一対二ぐらいが常識的ではないかと考えています。

そういうことを考えまして、やはり、一対二ぐらいいいだろうということです。ただし、その際選挙区比較はおかしい。というのは、私の県の選挙区と千葉県の何区とを比較して一体何になるのかということです。そうではなくて、やはり私は、県の比較がいいと思います。これは日本の行政上きちんとした一つの制

度ですから、それを背景にして定数を割り振りしたらいいだろうと思います。

しかし、選挙区比較も無視は出来ませんから、県間比較において、同時に、それに對する一つの案として、選挙区比較も十分参考にしたらいと考えていきます。

次に、“みそぎ”になつたかということですが、率直に言います。何のためにあんな質問で一ヶ月も一ヶ月も国会を空転させたんだ、と思います。これはおかしい。もっと質問らしい質問をしたらどうだというのが私の率直な気持ちで、本当にむなしかった。私は予算委員ですから終始聞いていました、どういうことだ、これは一体——というのが率直な気持ちです。

伊藤（ジャパン・タイムズ） 政治改革案についてですが、これが来年の十一月までにどの程度すすむか。全部で一〇〇%とすれば何パーセントぐらいこのままの形で通るとお考えですか。また、実際にこれが通った場合、ちゃんと守れるのかどうか。守れない、と言う自民党の国会議員もかなりいて、これを提案した人だけには罰を二倍にしろとか言う人もいますので。もう一点、実際の効果です。これだけの改革案がちゃんと出来れば、せめてリクルート事件のような広範囲の汚職事件はもう起きないのか。

後藤田 効果はどうかということですが、これは大改革です。各党にとっても、政治家にとっても、この通り実行してくれたら、今までの日本の政治史上にないくらいの大改革になります。それだけに難しい。どこまで実行できるかペーセンテージを言えといつても、いま言ななら一〇〇%です。そんなのは決まつている。それでいかなければダメだ。いま、ここで何

バーセントと言つたら、その日のうちにダメになる。それは無理だ。そこは勘弁してもらわなければ仕様がない(笑)。

効果ということになると、これをやつたら、日本の政治史上大変な改革になるということだけは間違いありません。それだけに非常な困難を伴う。しかし何かやらなければならないと思っています。

もう一つ、実際に守れるかということですが、やつたら守らなければならない。どんな制度であれ、守るという倫理観が基本だと言つたのはそこなのです。それがなくて、初めから抜け穴を探したら、それを防ごうと思つたところでうまくいかない。ちょうど税法と同じです。はじめから脱税をしてやるうと思つたら、徵稅官吏が人口の半分ぐらい必要になる。

やはり、守られないような法律をつくるのが一番いけない。だから、守るという倫理観が基本です。そういうことでやっていく意外なのではないか。

**岸本(時事OB)** 私も、現行政治制度の諸悪の根源は中選挙区制度にあり、これは直さなければいけないと思います。どういうふうに直すかといふと、小選挙区比例代表制というのが一つの案だらうと思います。けれどもこれについては、自民党は苦しいから、小選挙区にちょっと色を付けた案を提出してくるのではないか、という見方をしている人がかなりいると思います。

今回の改革案はいい案だらうと思うけれども、現状程度のリクルート問題に対する対処の仕方で選挙制度をいじるということになると、「自民党が切り抜けるために、自分の都合のいいような案をつくろうとしているんだ」ということで、野党側から相当激しい抵抗

があつて、かつての鳩山内閣などのような不幸な状態がまた出でてくるのではないか。そういう心配が、いまの自民党の反省の仕方では、あるのではないか。

**後藤田** 私も実は、その点を内心では心配しているのです。ただ、少なくとも私ども政治改革委員会で中心になって作業した時は、その点を一番警戒しました。いわゆるリクルート隠しであるとか、あるいは自民党が苦しくなつているからこういう制度を、という考え方にはなかつた、ということは申し上げておきたい。

それだけに、われわれはこう考える、という案を出しました。しかしながら、これは全部第三者機関にまかそう、ということです。これは理解しておいてほしい。私どもとしてはその第三者機関が出す案を尊重する。自民党で勝手にこういうものをやっていこうといつもりはない。第三者に判断をまかせるというのが基本の考え方です。

それともう一つ、なぜ、あそこまで踏み込んだか。かつての野党の反応はまさにその通りだつたのです。「比例制で一応アメをなめさせて小選挙区へ」と言えば「自民党が一番有利ではないか、だから小選挙区なんて絶対反対だ」と言つっていました。共産党は今までも反対です。これは明確に反対している。ところが野党の中から私のところに「この際思い切つて小選挙区比例制に直したらどうだ」という意見が出てきました。これは中間政党からも出てきました。私は中間政党からは出てこないのではないかと思つていた。ところが中間政党からも出てきました。それから革新政党からも出てきました。共産党は真っ向から反対ですが、そこまで皆さんの考え方が変わってきつたあると思います。それから組合の方からも同じ意見が出てきました。

一方、これはリクルート事件がいわば幸いしたと言えは幸いしたのでしょうか、小選挙区制になつていてから、この次の選挙では絶対に政権は野党に行きます。これは間違いない。中選挙区制だから自民党が半分近くは取ります。半分近くはね……。

すいぶん昔と空気が変わってきています。そして第三者機関にまかせますから、それでご理解いただきたい。

**家城(NHKOB)** 後藤田さんは、伊東正義さんとはお互いに尊敬し合つてゐる仲だとうかがつていました。この度伊東さんが出された案は三つあります。

そのうち、派閥の解消というのは、私もやや難しいだろうとは思うのですが、「総退陣論」、「党内リーダーの若返り」についてどのようにお考えでしょうか。

「そんなことは言えないよ」などと言わずに、率直なご意見をうかがいたい。

**後藤田** (笑つて) だって、きょうは僕のぶら下がりの人が大勢いるんだよ。あしたそんなことを書かれたら、どうにもならんよ(笑)。

まあ、派閥をいきなり解消するといつても、さつき言つたように中選挙区制度と絡んでいます。しかし、派閥の弊害は日にあります。これはもう少し党の運営として自肅すべきであつて、直すべき点は直さなければいけないと思ひます。だんだんそういう空気にならぬといかなければいけない。良くなつていくとは思ひますが、解消はなかなか難しい。

伊東さんの「総退陣論」ですが、伊東さんは条件開争と一時言われたのですけれど、そうではないので

す。あれは、自分自身が進退についてのしっかりした意見を持った上で意見であったと理解しています。しかし、その通りいかどうかは、各人の判断です。その人の人生観とか、政治に取り組んでいく根本的な姿勢や考え方などの背景によって、それぞれの出處進退が決まるわけですから、これは何とも言えません。

ただし、伊東さんの議論が間違っているとは思わない。若返りには賛成です。思い切って若返った場合に、初めて党の再生が緒につくと私は思います。若返りには賛成です。

**田村（夕刊フジ）** 小選挙区制が一番理想的だと思うのですが、日本中が奄美大島になってしまうのではないか。全国区を止めて参議院を比例区にした時は、おカネがかかるので全国区を直すということだったのですけれど、かえつて前よりおカネがかかるようになつた。どうも制度を直すとどんどん悪くなってしまうことがある。これが一つ。

もう一つは、日本人の贈答文化の話がありましたが、別の問題として、日本人は活発に議論をしない国民だと思います。あまり議論をすると、「理屈っぽい」などと言われる。人の顔を見て、議論をしない。外国でしたら、人間関係ではなくて、議論を通してどの党に投票するかを決めるけれど、日本では政策についての議論をしない。

やはり、日本人が自分たちの持っている国民性のことここが政治に合わない欠点だということをよく自覚して、一つは人間関係で投票するということを止めること。同時に隣近所に引っ越しそばを配つたりという風習が、政治の土壤になつていることを反省して本音で議論をする。活発に議論をしても、きれいごとの議論では何のためにもならない、みんなが本音の意見を言うようにならなければ、せっかく小選挙区制にしても効果があるかどうか分からぬ。

アメリカへ行つていろいろなことを見て、つくづくそういうことを思うのですが、後藤田さんの意見をうかがいたい。

**後藤田** 奄美の例は、今回の論議の過程でも出たのです。参議院の比例制のほうの問題も出ました。

奄美の例は、中選挙区制度の中のたった一つの小選挙区なのです。昔は、いまの保岡君の親父の保岡さんと、伊東さんの二人が交代に出たり落ちたりしていました。その後かな、いまの保岡君になつて、保岡君と徳洲会の徳田君の争いになつた。やはり争いは、小選挙区は激しいですよ。

ただあそこは特殊な選挙区です。奄美が日本全国になるとは思わない。あそこは勝ち負けが事前に分かれています。調べればすぐ分かる。それくらい激しいところですから、ちょっと全国の例にはならないのではないか。ただ、そういう傾向があることは注意しなければならないと思います。

今度の小選挙区制についても、制度を変えても運営をする人がその気にならないと大変なことになるというご指摘は、本当に考えておかなければいけないと思います。

しかし、制度として考えれば、政権交代の可能性、政策論争——これは本音うんぬんのご議論もありましたけど——やはり、政策論争を中心に行つべきだ。党の公認同士の争いになるのですから。その代わり無所属で出る人を抑えることは出来ませんけれども。党の人に対する扱いはきちんとしなければならないと思います。いずれにしても政党対政党の政策論争を中心にして、しかも選挙区が小さくなることによつて、かかる経費がうんと減るということだけは間違ひがないのではないかと思います。

こういう意見もあるのです。小選挙区をやって比例

をしたら、いかなる制度といえども成り立たない」と言った。まさにそれではないか。あれは自由民主党の中の組織が壊したのです。組織委員長が壊した。あんなべらぼうなことをやってどうします。あれは党の執行部が抑えなければいけない。執行部の責任です。だから、どんな改革をやっても、いまのようなユルフ、ハナコなどをやつていたら、私は成り立たないと思います。やはり、制度を変えた場合には、きちんとしたはじめをつけた運営をしないと、どんなことをやってもダメです。

「きみら候補者はともかく党員募集をやれ。その数によって順番を決める。だからうんとやれ。二万名以上は計算しない」と党議決定をしたのです。党議決定をあくる日から組織が破つているのだからこれはダメです。

参議院の問題ですが、まさに「ゼニ酷区」「残酷区」だということで、各界の英知と言われる人に、腰を落ち着けて六年間国政に従事してもらおうということが、別に争いになつた。その代わり無所属で始めた。したがつて、そういう人は閑僚にもしないい、といったような具合で理想的な案で出発した。私が選挙制度調査会長、竹下さんが顧問でした。参議院の案の通りやつてみたのですが、これは残念ながら自由民主党の中がそういう気になつていない。

このあいだも、経済学者で参議院全国区の齊藤栄三郎さんが「制度は大変よろしい。しかし、こんな運営

制を一部入れる。小選挙区というのは、議会制民主主義のルールです。選挙にまで過半数思想ですよ。そこで、比例制というのはいいようでも、いろいろな議論があるから、フランス方式みたいなもので、「過半数を取らないと再選挙をやる。五一%取らなければダメだ」という制度の意見も有力な案としてある。これは選挙制度審議会で出てくると思います。私がその案を採らなかったのは、日本の政治的土壤を考えたからです。もう少しフランスの実態を調べておけばよかったのですが、ずいぶん前の調べだから最近のは分からなかつた。

日本の場合に、私の頭の中には、総裁選挙です。あれは三人が残って最終をやるのですが、二、三位連合というのがある。あれが全国的な選挙に表れるのではないか。そうなると、そこでの腐敗というのは頭に置いておかなければいけない。選挙の前から取引をしてしまう。お前が上になつたら……と。で、最後の時は組もう。一位に絶対五〇%だけは取らせないようにしようという作戦です。これを考えると、心配があつて、これは採用しなかつたのです。

(文責・編集部)

## 記録版バックナンバー

第36号 (88・7・18)

パートナーとしての“次章”に向けて  
――日本の新しい役割に期待――

\* 第31号以降

フランク・カーリー・チ 米国防長官

平和への貢献を柱にした外交を 宇野宗佑 外相

第37号 (88・10・4)

フィリピン基地問題とアメリカの軍事戦略

岩島久夫 岩手大学教授

中山太郎 衆議院議員

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第31号 (88・2・3)

米経常収支の転換点くるか  
完全所有権的な発想の変更を

カギ 摂る米財政赤字の削減

鈴木淑夫 日本銀行金融研究所長

内田直毅 経済評論家

第32号 (88・2・8)

人間の死と臟器移植

桐生稔 アジア経済研究所

第33号 (88・2・19)

経済開発分析プロジェクトチーム・マネジャー

ミルトン・フリードマン シカゴ大学名誉教授

第34号 (88・4・27)

人間の死と臟器移植

桐生稔 アジア経済研究所

第35号 (88・6・27)

経済開発分析プロジェクトチーム・マネジャー

第36号 (88・7・18)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第37号 (88・10・4)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第38号 (88・10・11)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第39号 (89・2・15)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第40号 (89・2・22)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第41号 (89・5・16)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第42号 (89・5・23)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第43号 (89・6・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第44号 (89・7・18)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第45号 (89・8・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第46号 (89・9・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第47号 (89・10・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第48号 (89・11・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第49号 (89・12・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第50号 (90・1・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第51号 (90・2・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第52号 (90・3・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第53号 (90・4・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第54号 (90・5・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第55号 (90・6・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第56号 (90・7・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第57号 (90・8・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第58号 (90・9・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第59号 (90・10・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第60号 (90・11・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第61号 (90・12・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第62号 (91・1・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第63号 (91・2・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第64号 (91・3・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第65号 (91・4・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第66号 (91・5・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第67号 (91・6・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第68号 (91・7・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第69号 (91・8・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第70号 (91・9・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第71号 (91・10・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第72号 (91・11・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第73号 (91・12・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第74号 (92・1・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第75号 (92・2・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第76号 (92・3・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第77号 (92・4・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第78号 (92・5・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第79号 (92・6・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第80号 (92・7・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第81号 (92・8・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第82号 (92・9・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第83号 (92・10・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第84号 (92・11・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第85号 (92・12・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第86号 (93・1・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第87号 (93・2・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第88号 (93・3・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第89号 (93・4・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第90号 (93・5・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第91号 (93・6・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第92号 (93・7・27)

人間の死と臟器移植

吉富勝 経済企画庁経済研究所所長

櫻井修 住友信託銀行社長

第93号 (93・8・27)

人間の

■一九八九年五月十一日 研究会「ソ連——その実態と意図」(19)

## 新段階を迎えた

### ゴルバチョフの政治改革

木 村 明 生

(青山学院大学教授)



ゴルバチョフのいわゆる「ペレストロイカ」（立て直し、再編）は、彼が政権に就いてからすぐにとりかかったわけではありません。八五年三月に登場して初めての党大会——八六年の春の第二十七回党大会で打ち出された路線は、「加速化」（ロシア語でウスカレニエ、英語でアクセラレイション）というものでした。社会・経済発展のテンポがブレジネフ時代にひどく落ちてきたので、これをもう一度上向けよう、という路線だったのです。

#### 経済改革から政治改革へ

ゴルバチョフは、まず経済改革に着手しました。いろいろな経済面での改革を進めながら、同時にいわゆる上部構造——思想とかイデオロギー、文化、芸術に関する分野の改革も進めました。その間にペレストロイカ、つまりソ連社会の全面的な立て直しのためはどうしても政治改革が必要だ、という結論に到達しま

した。現在は専ら政治改革に専念しており、ここしばらくは政治の季節が続くだろう、とみられています。なぜ、政治改革か。いろいろ理由はあるわけです。が、分かりやすい例をあげましょう。ゴルバチョフは八七年初め、従来からあった協同組合の業種を拡大して、レストランやカフェとか、小規模の製造業やサービス業などで、小回りが利いて国営企業よりも効率的な協同組合の設立を大いに推進したのです。

ところがこの協同組合に対して、協同組合員個々の儲けの最高九〇%を税金として取る、という案が政府から最高会議幹部会に出された。そんなことになると、せっかく一生懸命働いて国営企業にはないサービスを提供しても、利潤の大部分が税金で持つていかれるわけです。協同組合を作ろうという民衆の意欲を削ぐのは間違いない。さすがにこの案は幹部会によつて却下されまして、現在新しい税法を作成中です。今度は利潤に対してではなくて、総所得に対する二五%程度の税率を、各地方当局がそれぞれの地方の実情に応

じて決める事になるようです。

このようにトップがこうやりたいと思つても、膨大な官僚機構を通り抜けている間に、いろいろな障害が入つたり、元々のアイデアが骨抜きになつたりすることが往々にしてある。だからここで政治改革をしなければ、経済改革も達成できない、という論理になつたわけです。

昨年の六月に第十九回共産党全国協議会（党大会に準ずる意思決定機関、代議員数は党大会と同じく五千人）が開かれまして、ここで全国的な政治改革の路線が決定されました。それに先立つて、昨年の五月に中央委員会総会が開かれまして、そこで採択された「テーゼ」では、はつきりと「ペレストロイカの過程で起きた諸問題を分析した結果、政治システムの改革が不可欠であるとの結論に達した」と述べています。

ゴルバチョフ政権は、成立してすぐ経済の活性化をめざした。しかし政治改革を伴わなければ、せっかくの党的アイデアが具体化されない——協同組合への税金がいい例です——ということになつたわけです。党大会は五年に一度となつていて、次回の党大会まで待ちますと、一九九一年の開催になる。ゴルバチョフとしてはとてもそれまで待てないということです、党大会に代わる全国協議会を開いて、今後の政治改革の戦略を決定したのです。現在は、その戦略に基づく政治改革の具現化の段階に入っています。この全国協議会では、三つの段階を予定しています。

まず第一番目は、現在進行中の過程ですが、連邦レベルでのソビエトと党の改革です。この後の第二段階が、連邦と各民族共和国との関係の調整です。そして第三段階は地方権力のあり方、中央と地方との関係の

再検討です。

### 基本は「ソビエト」と「党」の機能分離

現在進行中の第一段階、すなわち連邦レベルでのソビエトと党的改革には幾つかのポイントがあります。

まず第一に、ソビエトと党的機能の分離ということです。ソビエトと言いますのは(図1-25ページ関連資料参照)、ごく常識的には「議会」と考えてよろしいわけで、市町村のソビエトが一番底辺にあって、その上に地区と自治区、さらに道・州・自治州、自治共和国、連邦構成共和国、連邦とピラミッド状にソビエトシステムが形成されている。自治共和国から上は「國家」の扱いです。最高ソビエト(英語でシユーブリーム・ソビエト)と呼ばれています。日本の新聞では、「最高会議」と訳しています。ソビエトはこういう階層組織になっているわけです。

「ソビエト」というのは「議会」と申しましたけれど、厳密に言いますと「権力機関」です。マルクス・レーニン主義では、権力は分割し得ないトータルなものだ、という考え方があります。ソ連憲法も「ソ連における全権力は人民に属する」とうたい、人民はその権力をソビエトを通じて行使する、と定めています。

「ソビエト」とは普通「議会」と訳されていますけれども、厳密に言えば、議会以上のものであって、権力をトータルに持つているのです。そして自ら立法府として立法権を保持しているだけでなく、行政府としての政府に対しても一種のチェック機能、管理機能(英語ではアドミニストレーションという言葉を使っていますけれども)を持つ。司法府としての裁判所に

ついても、もともとの司法権という権限そのものはソビエト権力に淵源する、という考え方方に立っているわけです。

ですから、西側、たとえば日本とかアメリカのようなはつきりした形での三権分立で、その三権の間のチェック・アンド・バランスをはかるという立場ではない。

ソビエトが人民の代表として全権力を握っているという考え方です。

そのソビエトと共産黨の機能の分離が政治改革の大柱です。

共産黨は、七七年ブレジネフ時代に採択された憲法によって、ソビエト社会の指導的勢力であり、ソビエト社会を方向づける勢力である、と抽象的に規定されています。ところが実際問題として、共産黨の権限、役割が非常に肥大しまして、本来ソビエトが決めるべきものも、黨の指示や指導がなければ決められないという状況になつた。党がこまごまとした日常の行政事務にまで関与するに至つたわけです。そして日常の細かな行政事務に党が縛られるために、本来果たすべきソビエト社会の政治的な指導(行政的な指導ではない)、それから様々な社会勢力の利害の調整という本質的な機能が、ともすれば見失われがちだったとされています。

また、全ソビエトシステムを通じて、今まで代議員は一選挙区定員一人、候補者一人で選挙が行われるという、選挙といつても全く形式的なものであったのを、複数候補制にすることになった。いままで選挙の前に、各選挙区の共産黨組織と労働組合、その他の社会団体の代表が集まって相談し、候補を一人に絞り、その候補の名前を投票用紙に印刷する。投票日には、有権者は印刷された投票用紙を受け取って箱に入れるだけでした。印刷された候補に反対の人は、投票所の隅に設けられたカーテンを張ったボックスに入つて、名前を消しても良いということになっています。

けれども、投票所にはその地区の党やソビエトのお偉い方、労働組合の幹部などがズラリと選挙立会人で並んでいます。入口から入つて投票用紙をもら

任務だけを党に残すこととしたわけです。

ソビエトのほうは従来トップにあったソ連最高会議のさらに上に、人民代議員大会を新設することになった。その人民代議員大会が常設機関としてのソ連最高会議を選出するということに、憲法改正で決まりました。

ソ連最高会議がこれまで最高権力機関であり立法機関であつて、年二回開かれるのが基準になつたわけですが、実際問題として会期は短い時で二日、長くても五日以上にわたることはのが実情でした。この短い時間内に法律案や予算案、そのほかいろいろな案件を一萬千里に可決してきたのです。とても国家の重要案件を実質的に審議する機関ではなかつた。これを常時活動する西側諸国議会並みに、年に二回、三ヶ月ずつは継続して開いているような状態にして、本当の人民の権力機関にしようということです。

そういう問題点にゴルバチョフは注目して、ソビエトと党的機能を分離する、ということをまず決めたわけです。党は、日常のこまごまとした事務から手を引いて、ソ連社会はこれからどこに向かって進むべきか、という大きな戦略目標だけを設定して、その実現に勤労者を動員する。もう一つはソビエトの各界から有能な人材を発掘して登用する。基本的なこの二つの

い、そのまま投票箱に入れて出口に向かう人の流れのなかで、一人だけ隅のカーテンの中に入ると「おや？」という目で見られます。非常な心理的圧力をかけられることになる。ですから、いったん事前に候補者に選ばれた者は、必ず当選しました。しかも投票率は九九%以上で、事実上の信任投票ですから、候補者は常に九八%以上の圧倒的な多数票を得ていたわけです。

それは本当の選挙ではない。今度は、投票用紙をもらったら必ずみんながボックスに行く。候補が一人の場合でも、その名前をボックス内で消すことができ

る。二人以上の候補者がある場合には、そのうちの一人の名前を残して、他を抹消すればよくなつた。本当に投票のあり方に近づいたといえるでしょう。

それから代議員の任期制を導入しました。従来、下級のソビエトでは任期は二年半で頻繁に交代していました。それでは期間が短すぎて十分仕事ができないということで、今度は五年になつた。その代わり連続二期だけです。いままでは一度選ばれると、ズルズルとほとんど終身議員のような形になつてしまふケースもあつたようです。そんなことをなくする。そのことによつて、代議員は五年間の任期を保証されてソビエトの活動に専念できるとともに、ポストにいつまでも居座ることはできなくなつたわけです。

### 書記局の解体と党改革

もう一つは、党中央機構の改革です。連邦レベルのソビエトの改革に合わせて、党中央の機構も改革されました。昨年九月の中央委員会総会で、非常に憤ただしくと言いますか、ほとんど抜き打ち的に決まったの

ですけれども、今まで党運営の中核だった書記局が形としては残りましたが、有名無実となりました。書記局が有名無実化した分だけ、中央委員会と政治局の権威と権限が増大したと言えます。

書記局はスターリン時代以来常時活動する党機関で、党専従者はこの書記局に結集していたわけです。書記局には各行政分野に対応して部が置かれていて、多い時には二十四ぐらいの専門部局がありました。各部の部長が政府(約百の省と委員会で構成されている)の関連する各省庁を総括するという形で、行政指導が行われていました。すべての工業、農業、サービスのような実務的な部門も、党の直接の統制下にあつたわけです。

そうしますと、政府の役割が党に権限を食われた分だけ縮小することになり、部門ごとに党と政府との二重行政になるくらいがありました。政治局員の中でも書記を兼任していない政治局員は、通常はたとえば外務大臣として外務省にいるとか、あるいはKGB(秘密警察)の長官としてKGB本部で執務しています。週に一回だけ政治局員がクレムリンに集まって重要事項について合議し、決定を下すのです。

これに対して書記局は、當時中央委員会本部内にあって二十幾つの専門部局を手足にして活動していました。書記局が事実上、党の政策の立案と執行の中枢になつたわけです。スターリンが、トロツキーやカーネフ、ジノビエフという革命の元勲よりは一段低い地位にあつたにもかかわらず、第一人者にのし上がつたのは、書記局を掌握したからです。書記長というポストに就いて、當時、党のすべての活動に関与したことで最高権力を握るに至つたのですね。

ゴルバチョフが書記長になつてからも、その代理として俗にいわゆる“第二書記”と呼ばれておりました、保守派の総帥と目されるリガチョフ政治局員が、事实上書記局を握っていたようです。政治局でいろいろ決定したこと、書記局を通じなければ執行できませんし、また政治局に判断を仰ぐいろいろな案件も、書記局が準備して政治局に上げるわけです。リガチョフは公然と、書記局は私が主宰している、ゴルバチョフ同志は政治局を専ら指導している、と言つております。

ゴルバチョフが自分の政策をスムーズに下まで通すのに、途中に介在するこの大きな書記局はどうも邪魔になつていたようです。昨年九月にとうとうそれを解体して第二書記というポストをなくし、各部も九つに集約してしまいました。さらに六つの専門委員会をつくりました。これは書記局に属するのではなくて、中央委員会の直轄という形です。イデオロギー問題とか党建設、人事問題、国際問題というような六つの委員会をつくり、大体三ヵ月に一回ぐらい会合を開いて政策を決定するわけです。そうして書記局の定例会議はなくなりました。

いままでは、政治局が木曜日に会議を開く。それに先立つて、火曜日に書記局が定例会議を開いて、政治局の決定を仰ぐ案件を準備していました。そして諸案件は政治局の決裁を経て書記局が執行する、という仕組みでした。その書記局を機能停止にしたということは、とても重要なと思います。

党の役職も今までの単独候補ではなくて、複数候補による選挙制になりました。任期も一度中央委員を選ばれれば、七十、八十歳になって年金生活に入つて

も中央委員の資格を保つというようなことをなくして、任期は五年で二期までと、ソビエトと同様にしました。

人民代議員選挙と民族主義運動の高揚

ここで現在の政治的な状況をちょっと見ておきましょう。ご承知の通り、三月に第一回の人民代議員の選挙がありました。新聞でもよく報道されましたように、レニングラードとかキエフでは、党とソビエトの幹部が続々と落選した。政治局員候補でレニングラード州第一書記のソロビヨフまでも落選しました。

その代議員選挙の総括としましてゴルバチョフは、去る四月二十五日に開いた党中央委員会の総会で「選民は戦略としてのベレストロイカを支持しながら、党・ソビエト幹部の活動ぶりを厳しく批判した」と述べています。ベレストロイカは支持を得た、落選した者は働きぶりが悪かったからだ、というふうに総括したわけです。

同じくその党中央委員会の総会では、人事面で非常な大ナタを振りました。中央委員と中央監査委員——中央監査委員は、共産黨の業務監査と会計監査を受け持つ、会社で言えば監査役のようなものです。これに対して中央委員は取締役ということになるでしょうか——両方合わせまして、百十人の老齢の人たちを一挙に退陣に追い込んだのです。この人たちとは主としてブレジネフ時代に選出されて、そのまま居残っていた人たちです。中央委員のポストは、重要な州の第一書記とか重要な都市の市長とか政府や軍の高官とか、

何らかの役職者に対して与えられるものです。ところが現実の役職を失って年金生活に入つても、まだ中央委員として居座っている人がたくさんいました。そういう人にはすべて自発的に辞表を書いてもらって、一挙に整理したわけです。そのあとをペレストロイカに積極的な中央委員候補の昇格で埋めました。その総会前に、三百一人いた中央委員は、二百五十一人にシップアップされたわけです。

こうしてゴルバチョフ主流派は、三月の選挙、四月の党中央委員会総会で、かなり足場を固めたとは言えるでしょう。

ところがその一方で、各地の民族主義運動が非常に激しさを増してきています。

激しさを増してきています。

民族主義には二つありますて、まず一つは地方民族主義、いわゆる少数民族の民族主義です。昨年の二月、アゼルバイジャンのナゴルノ・カラバフ自治州のアルメニア系住民たちがアルメニアに所属替えをしてほしいという運動を起こして、大きな騒動になつたことはご承知の通りです。その後、クレムリンは、臨時にナゴルノ・カラバフ自治州を中央直轄の統治下に置くことにしました。これは非常に例外的な措置です。自治州住民たちが主張するアルメニアへの編入は、アゼルバイジャンが反対しているから認められないということで、苦肉の策として、アゼルバイジャン、アルメニアの双方から距離をとつて中央直轄にしたわけで

てモスクワでも在住のアルメニア人が、ソ連政府打倒というような過激なスローガンを掲げて、五月一日に数千人がデモを敢行したと伝えられています。

一方、八八年の夏ごろから、バルト三国で民族主義が高まっています。現在のところ彼らは、文化的な自主性、経済的な自立性を要求しているのですが、過激な分子はソ連邦からの分離独立を叫んでいます。

ソ連邦からの分離独立などというのはきわめて異常な要求ですけれども、これには憲法上の基礎があります。ソ連憲法七二条に「各連邦構成共和国は、自由にソ連邦から脱退する権利を留保する」という一項目があります。だから、彼らの言っていることは違憲ではないが、一方、刑法では「ソ連邦の国家に対する重要な犯罪」の中の一つとして、「国土の統一性を損なう行為」というのがあります。憲法の規定と刑法の規定とは矛盾しているわけです。実際問題として、ソ連邦からの離脱というようなことを言い出すと、すぐ捕まります。それはおかしいじゃないかという議論は昔からありますし、いやしくも憲法に規定がある以上、その手続き法をつくれというのは、かつてサハロフ博士も言いましたし、ロイ・メドベージエフという歴史家も言っておりました。

博士も言いましたし、ロイ・メドベージエフという歴史家も言っておりました。

人は、ごく大雑把に言えばルーマニア人と言つていいのです。ルーマニアは正式の国名はロマニアで、昔のローマ帝国の東部国境を固めた植民地です。だからルーマニア人はローマ人の血を引いていて、ラテン系の言葉を使っています。それは現代イタリア語と非常に近い。こういうわけでモルダビアとロシアとは全く歴史的、文化的な背景を異にしているわけです。ここでも、民族語、すなわちモルダビア語を公用語とせよ、というデモが起っています。

それから、いまのところまだ表立ってはいませんが、中央アジアの五つのイスラム共和国などでも、民族語の公用語化の要求が起っています。

大きな共和国である白ロシア（ベロルシア）とウクライナでも民族語を公用語とせよ、という運動が胎動しはじめております。

### 一方で大ロシア民族主義の動き

それに対抗してロシア人も反感ないし危機感を深めしており、大ロシア民族主義の動きが見えてきました。

バルト三国では、それぞれに人民戦線（英語ではナショナル・フロント、あるいはボビュラー・フロントと呼ばれて、リトアニアでは民族語でサユディストと呼ばれています）という民族主義グループができて、ます民族語の公用語化を主張しています。民族語の分からぬ者は、これら三国においては公務

員にはなれない、という規定までも作ろうというのです。こうなると、今までバルト三国で働いていたロシア人は非常に困る。こうした地方民族主義の高揚に対抗して今度は、族際戦線（インターナショナル・フロント）をロシア人が中心になって作りつあります。ナショナル・フロントに対するインターナショナル・フロント、略してインテル・フロントです。

エストニアでは、ロシア人がロシア人の伝統文化——ロシア語とかロシア的生活様式を守るために、エストニア共和国の中にロシア人自治共和国を造るうといふ声を上げています。エストニアではエストニア語でなければ仕事もできないし、子供の教育もできなくなるのは非常に困る。だから、エストニアの中でロシア人の國を造ろうというのです。そういう運動すらも起っています。

一方、モスクワでは、いわゆる古き良きロシアの栄光を発揚しようという自發的なグループが、すでに結成されています。「ペーミヤチ」（記念、記憶の意）と称する非公式団体が知られています。彼らはまず、ロシアの自然を守ろうと呼びかけています。モスクワ周辺のきれいな白樺の林を、ブルドーザーで壊して第二次大戦の戦勝記念公園をつくるようなプロジェクト（ブレジネフ時代に立案）は止めよ。モスクワ市内に残っている由緒ある古い教会とか、昔の貴族の邸宅などはみだりに壊さずに大事にせよ。歴史的記念物の保存と修復の予算を増やせ、という要求もしています

。それに、モスクワでは、いわゆる古き良きロシアの栄光を発揚しようという自發的なグループが、すでに結成されています。「ペーミヤチ」（記念、記憶の意）と称する非公式団体が知られています。彼らはまず、ロシアの自然を守ろうと呼びかけています。モスクワ周辺のきれいな白樺の林を、ブルドーザーで壊して第二次大戦の戦勝記念公園をつくるようなプロジェクト（ブレジネフ時代に立案）は止めよ。モスクワ市内に残っている由緒ある古い教会とか、昔の貴族の邸宅などはみだりに壊さずに大事にせよ。歴史的記念物の保存と修復の予算を増やせ、という要求もしていますし、もっと広くロシアが遺した文化遺産、栄光の歴史を尊重すべきだと、いうことも主張しているわけです。周辺から地方民族主義が起ってきたのに対抗して、中心にいるわれわれロシア人は團結しようという発想

が根底にあるようです。少数民族の過激な運動に対しても、多数を占めるロシア人が強く反発する動きを感じられます。

### 改革派、保守派、急進派の形成

このような情勢下で現在の政治勢力は、ごく大把みに言つて、次の三つに分かれています。

①改革派——ゴルバチョフを中心とする主流派。さる三月の人民代議員選挙、四月の党中央委員会総会の人事刷新で勢力を伸ばしました。

②保守派——かつて第二書記でイデオロギーを担当していたリガチヨフ政治局員・書記（現在は中央委員会の農業政策委員会の議長になっている）を中心とした党官僚の一派。政治局の中ではリガチヨフのほか、

前のKGB長官のチエブリコフ書記（現在は党中央委員会の法律政策委員会議長）など。四月の中央委員会総会で、中央委員会から除外されたグロムイコ前最高会議幹部会議長や、ブレジネフ時代から政治局入りしていたソロメンツェフ前党中央委付属党統制委員会議長らも保守派に数えられています。

なかでも、リガチヨフなどの演説を読んでみると、どう考えてもゴルバチョフの政策に反対している。少なくともブレーキをかけようとしていることは明らかです。とくにスターリン評価については、真っ向から対立していると言つていいと思います。さる四月のグルジアの民族暴動なども、ちょうどゴルバチョフがイギリス訪問中に起こつておりますし、保守派が仕掛けた挑発だというようなこともささやかれていました。

ます。

保守派は、民族主義の側面から見ますと、大ロシア民族主義と心情的に共通するところがあるようです。たとえば、有力な作家で作家同盟の幹部のボンダリヨフなどは非常にはっきりしたロシア民族主義者です。つい最近彼は、ボルゴブラーードという町を、元のスターリングラードの名に改めるべきだと主張しました。スターリング批判花盛りのいまどき、そんなことを言っているのです。スターリングラードはすでに歴史上の名前になっている。歴史は尊重しなければならないといふわけで、前述の「バーミヤチ」の立場と共通するものがあります。

リガチョフはここ一、二年、しきりにゴルバチョフ

のスターリング批判に対して、間接的ではありますけれど何度もスターリング擁護の演説をしてきました。スターリング時代にソ連はアメリカに次ぐ世界第二の工業国になつた。そのことによって第二次大戦を勝ち抜けたというものが彼の主張です。彼はさらにブレジネフも擁護しまして、ソ連が軍事的にもアメリカと対等になつたのはブレジネフ時代においてである。ソ連の国际的威信が大いに上がって、本当の意味で超大国になつたのも、まさにブレジネフ時代においてである、と言つています。これは、ソ連が軍事力を背景にして一九七〇年後半から中東、アフリカ、中米などに勢力を拡大したことを探しているのでしょうか。

とくにブレジネフ時代については、当時彼はシベリアで働いていたのですが、あの時代には本当の生きがいというものがあった。実際に素晴らしい時代だったと言っています。

ゴルバチョフとしては、そんなことを言つてもらつ

ては困ります。ブレジネフ時代は停滞の時代であり、現在のソ連の経済的困難は、すべてブレジネフ時代とスターリング時代に淵源しているというのが、ゴルバチョフの率いる主流派の立場ですから。ところが、リガチョフはブレジネフ時代は実に素晴らしい時代だった。それに比べて現在の状況は嘆かわしいとは言わなかつたのですけれども、そう言わんばかりの口ぶりなのです。（笑）

③急進派——これは私のネーミングですが、過激派、ラジカリストと言つてもいいでしょうか。保守派ではもちろんのですが、現在の体制の枠から踏み出そうとしている一派です。彼らはたとえば、複数政党制を導入すべきであると主張しています。サハロフ博士などはそうです。人民代議員選挙でモスクワ選挙区で圧倒的な勝利をおさめた、エリツィン前モスクワ市党第一書記も、「複数政党制を考えるべき時だ」と述べています。

民主同盟（ロシア語でデモクラチーキエスキー・サ

ユース）——八七年頃モスクワを中心とした自然発生的に結成された非公式の政治団体——などは完全に複数政党制を主張していますし、民主同盟自体が、共産党に対する「批判政党である」と主張しています。

エリツィンあたりはバルト三国の民族主義者を含め、今度の人民代議員選挙で選出された急進的な分子を一つのグループに糾合して、長年の一党独裁下で直したソ連の政治に活を入れたい、というような意向も漏らしています。

このように現在、主流の改革派を真ん中にして、左

と右に政治勢力の形成が見られるわけです。

ゴルバチョフ自身も四月の党中央委員会総会でこう言っています——「保守（コンサバティブ）という言葉を使っています）も極左とともに退けて、断固克服しなければならない」と。ゴルバチョフは、各共和国の連邦からの脱退については断固反対すると言明しています。改革派と急進派との間に、差異が目立つきました。改革派と保守派との対立はすでに久しいものが

ムに散見されるようになりました。

少々ひねった言い方では、レーニンが赤の広場のレーニン廟で眠っているのは、彼にとって氣の毒だ。あれでは安らかに眠れまい。ロシアの伝統に従つて遺体を廟から出して普通のお墓に葬つたらどうか、という意見も出ています。「レーニンを土に埋めよ」というのはなかなか意味深長ですね。これなども急進派の意見の一つと見てよいでしょう。

一方、連邦構成共和国の連邦からの脱退の主張も、ゴルバチョフ主流派の考え方からはみ出しています。歴史家のロイ・メドベージエフは、ブレジネフ時代に「反体制派」として党を除名され、ごく最近復党を認められましたが、彼などは、早くから各共和国の連邦脱退権を容認すべきだという立場をとっています。こういう学者も、急進派に入れていいかと思いま

あります。こうして急進、改革、保守という色分けは、かなりはつきりしてきたようです。これは、あながち西側のジャーナリストや学者の恣意的な見方ではなくて、ゴルバチヨフ自身の認識でもあるわけです。

### 最高会議議長の選出とその権限

最後に、今後の展望を簡単に述べておきます。ソ連は現在党の幹部が選舉に落ちるとか、マスコミでありとあらゆる意見が噴出して、レーニン批判もちらつくとか、前例のない事態になっています。よく言えば百花齊放、百家争鳴の状態ですが、一種の混乱状態とも言えましょう。

クレムリンは今後、政治的な整頓をして、新しい政治システムを確立し、定着させたいと考えています。

当面のスケジュールとして五月二十五日に、第一回人民代議員大会が招集されます。その前に、中央委員会総会が開かれるようです。人民代議員大会は一千二百五十人という大人数からなっていますが、第一回人民代議員大会の主な任務は、まず新しい常設機関としての最高会議を選出することになります。

人民代議員大会は、人口比例制の選挙区から選出される七百五十人と、各界、社会団体代表の七百五十九人、民族別選挙区から選出される七百五十人で構成され、年一回招集されます。この人民代議員大会が最高会議のメンバーとして、五百四十二人を選出します。

(日本の新聞・雑誌には、どういうものか、四百五十二人とか四百二十二人という数を出しているところがありますが、五百四十二人が正しいと思います。これは最近、「モスクワ・ニュース」紙が中央選挙委員会

議長にインタビューして確認した数字です)

この定数はどうして決まるかと言いますと、人民代議員大会は、いま申しあげた三つの分野の代表から構成されるわけですが、最高会議は連邦会議と民族会議の二院制です。まず人口と関係なく選出される、民族会議の定数が決まります。今回は、ロシア共和国はじめ十五の連邦構成共和国から一人ずつで、百六十五人。連邦構成共和国より小さいその下の段階の自治共和国二十から四人ずつで八十人。自治共和国より小さな少数民族が形成している、自治州八州から二人ずつで十六人。自治州よりもっと少ない少数民族が形成する自治区十カ所から一人ずつで十人。そこで合計二百七十一人という数が決まっています。連邦会議と民族会議は同数ということになりますから、 $271 \times 2 = 542$ 人ということになるわけです。

現時点では、まだよく分からぬことが多いのですが、人民代議院大会は二千二百五十人で、その中から常設の最高会議の議員に選ばれるのは五百四十二人しかいないことははつきりしています。四分の一以下に絞り込むことになるわけです。最高会議のメンバーは、毎年二〇%ずつ更新することになっていまして、任期は五年ですから五年経つと全部の議員が更新される。人民代議員大会に選出される二千二百五十人の約半分、千八十四人が常設の最高会議のメンバーになるとされています。

もう一つ、人民代議員大会の重要な役割として新しい最高会議議長の選出があります。いままでは最高会議幹部会議長はありましたけれども、最高会議議長といた、たとえば七二年の米ソ戦略兵器制限協定(SALT II)が果たして法的に有効なのか、という疑義すら表明されたこともあった。

そういう点は、今度ははつきりしたわけです。最高会議議長は、アメリカやフランスの大統領にも優る権限を有しています。サハロフ博士に言わせれば、スター・リンクをも上回る権力を持つことになるわけです。

非常に大きな権限を持っています。一例をあげますと、新しい最高会議議長は、自分の名前で命令を発すことができる。いままでは最高会議幹部会令はありましたが、幹部会議長令というものはなかつた。今度は、最高会議議長が自ら命令を出すことができるようになりました。どういう事項が最高会議議長の命令で決められるのかは、憲法上の規定はありませんが、議長個人の権限が強化されたことはいうまでもありません。その他に議長は内政、外交、国防を一般的に指導する。首相、最高裁長官、検事総長等の高級公務員を指名なしし推薦する(任命は最高会議による)。国防會議——ソ連軍の最高の統帥軍政機関——を主宰する。国際条約の交渉を行い調印するなど、大きな権限を持つことになりました。

### 法の整備、党綱領・規約の改訂も必至か

六月には、民族問題に関する党中央委員会の総会が開かれるはずです。おそらく六月中旬とみられています。民族問題は先に述べたように、非常に難しい問題で、どういう基本方針を打ち出すのか、きわめて注目されます。いまのところこの問題に対するスローガンは、「強力な連邦と強力な共和国」となっています。

このスローガンそのものに非常に無理があると思します。連邦が強力であればその分だけ、連邦構成共和国の権限が拡大すれば、その分だけ中央の権限は削減されます。このスローガンは、互いに矛盾した理念を強いて結びつけています。いずれにせよ民族問題に関する党中央委員会が連邦と各共和国との新しい関係を打ち出すはずで、これがゴルバチョフの政治改革の第二段階を画することになります。

秋になりますと、地方ソビエトの再編成が予定されています。市町村の段階から地区、州、道などの地方ソビエトの地位の強化——地方分権の促進がねらいです。地方の行政的自主性、経済的な独立採算制を法制化することになるようです。今年年末には地方ソビエトの改選が予定されています。

地方ソビエトの議長は、その当該地区の党第一書記が兼ねるという方針を、昨年六月の共産党全国協議会で決めています。ところがさる三月の選挙の動向から推測すると、地方選で党第一書記が落選することも大いに考えられるわけです。その場合は、その党第一書記はクビになり、党はもう一度新しい第一書記を候補

に立てるになります。ソビエトの議長に当選しなければ、党第一書記としてとどまれないということになります。党に対する人民のコントロールが、強化される方向にあります。この辺まではスケジュールに入っているわけです。

もっと長期的な展望になると、まず「法治国家の完成に向けての法体系の整備」が挙げられます。ゴルバチョフはさる四月の党中央委員会で、「ペレストロイカはすべての革命と同様、説得の力、宣伝・扇動の力と法律の力を活用して自らを守らなければならぬ」と言っています。ペレストロイカを後戻りしないよう保証するために、法律の力を借りるということです。

具体的に言いますと、まず刑法の改正があります。

この作業はかなり進んでいます。それから司法権の独立を強化するための裁判所構成法、裁判官身分保障法が起草されつつあります。グラスノスチ（情報公開）に関する法律、新聞（プレス）の活動に関する法律などが制定されます。それから労働法の改正が見込まれています。いまでは労働者にストライキ権はなく、もしストライキを決行しますと、警察活動の対象になつてきましたが、今度はストライキの権利が認められることになるといいます。

それから国家保安法がいま作成されつつあります。

国家保安委員会が、つまり秘密警察が一体どんな活動をしているのか、どのような権限を持つているのか、これまで一般国民には明らかにされていませんでした。実際問題として、一種の超法規的な活動をしてきたとみるのが常識です。これに法律の枠をはめようとします。しかし、ゴルバチョフの一連の

う、という方向が出ています。

このような法律の整備が進んできますと、憲法改正が必至になります。中でも、第六条の共産黨の指導的地位割に関する規定が問題になっています。「ソ連共産黨は、ソビエト社会の指導的、先導的勢力であり、あらゆる政治システム、國家機関、社会団体の中核である」という大まかな規定が第六条にあります。党は、この規定によつてソ連社会のすべてを指導するのだ、ということで、本来、行政機関や経済機関がやるべきことをまとめた日常業務まで引き受けました。この点について、党はどこからどこまでの仕事をするのか、法律ではっきりさせようというのです。党とソビエト、経済機関、社会団体との間で権限と任務の合理的な分割が必要である、とゴルバチョフが昨年十月の演説で言っています。

そうなつてきますと、共産黨のあり方を、党自身で定めた党規約の改正も必要になってくる。昨年九月には書記局の有名無実化が行われたわけですが、書記局の任務は党規約に決められています。いすれは現状に合わせて党規約を改正しなければならないでしょう。さらに進んで党綱領の改訂も問題になります。現在の党綱領は八六年の第二十七回党大会で採択された綱領ですが、この党綱領の中にも党の役割が規定されています。それにも多少手を加えなければ、新しい状況に即応しなくなりつります。

とくに党綱領の世界観、資本主義に対する評価なども見直しを迫られようとしています。現在の党綱領は、「資本主義はいま全般的危機の状況にあって、革命の前夜にある」という、古い昔からの党綱領の規定をまだ残しています。しかし、ゴルバチョフの一連の

演説では資本主義の再評価がうかがわれます。メドベージェフ党中央委イデオロギー委員会議長は先ごろ、「資本主義はいろいろな困難を科学技術の進歩で切り抜けた。社会主義と資本主義とが同時に存在する期間はいつまで続くか分からぬ」と演説しています。逆に言えば、「全世界的規模における社会主義の勝利などというものは、考えられる将来にはあり得ない」ということを言っているわけです。

このような事情で、いずれ党綱領の改訂もしなければならないだろうとみられています。とにかくここ数年来、ソ連は政治的にきわめて大きく変わりつつあります。われわれが今までイメージしていたようなソ連ではすでになくなりつつあるし、なくなるであろう、と考えます。

### 質疑応答

**石井（日経OB）** 今まで述べられた一連の経済改革ならびに政治改革がある程度できますと、具体的に西側に対するソ連の対応は一体どういうふうになつていくのか。日本にとって非常に重要な北方四島の返還は具体的に進むのか、遠のくのか、それとも膠着状態を続けるのか。そのあたりはどういうふうに影響してくるのか。

**木村** ソ連がいま申しましたように、ソ連なりに民主化の方向をたどると、われわれにとつても対話しやすくなります。価値観が今までのようになると正面から違うのではなくて、共通の部分がだんだん増えてくるので、西側としては話が通じやすくなり、交渉しやすくなるという面は否定できませんとおもいます。従来はい

わば、われわれの常識はソ連の非常識、われわれの非常識はソ連の常識、という状況だったわけですが、双方の立場のへだたりがだんだん狭められて、共通部分が次第に拡大してきつつあります。いろいろな経済的な話し合いをはじめ政治的な折衝、軍縮交渉などにおいても、かなり進ちょくが期待できるのではないか、と私は考えます。

たとえば軍縮の問題にしても、今までソ連は自分のデータをなるべく出さないで交渉してきました。今度はあからさまに出すという態度です。従来は具体的なデータを隠すことによって、ソ連の力が強いんだということを暗示しようとしてきたけれども、これからは事実をさらけ出すことによって西側を安心させ、客観的な基礎に立って積極的な話し合いを迫つてくるのではないかと思います。

北方領土の問題についても、たとえば五月の日ソ外相定期協議では、日米安保の存在を日ソ関係改善の障害とみなさないと言いました。これは一つの前進です。一九六〇年に日本が日米安保新条約を結んだ時に、「状況が変わったので歎舞、色丹も返さない」と申し入れて、一九五六年の日ソ共同宣言での約束をくつがえそうとしたような行動は、ソ連はもうとらないはずです。「日米安保があつても構わない」と言っているわけですから。

そういう点でも、とにかく話は通じるようになります。最近までは、全然話にならなかつたわけですか……。数年前、ソ連のボリヤンスキーダ大使が東京の外人記者クラブで講演した時に、パキスタンの知日派の特派員が、日本人に代わつて北方領土問題を持ち出しましたが、同大使はたつたツー・センテンスで答え

たもので——「そのような問題は存在しない。存在しない問題について議論するのは時間のムダである」。取りつく島がない。今度の日ソ外相協議ではそんなことはありません。非常に長い時間をかけて日本側が自分の立場を説明すれば、ソ連もソ連なりに反論します。そこでディスカッションが成立したわけです。

したがつて、さらにベレストロイカが進めば進むほど、日ソ間の領土問題も話し合いは深まつていくと思います。しかし、結論は容易に予測できませんけれども……。

**華沢（日経OB）** アメリカではブレジンスキーがソ連に重大なことが起つりそうな兆候があると言いますが、チエイニー国防長官もまた妙なことを言っています。盛んに憶測が飛んでいますけれども、一体ゴルバチョフ政権がもつのかどうか。食糧も緊急輸入するというような状況で、経済が非常に悪いらしいですね。いまはこの前の五ヵ年計画に基づいてやつてるので、そく簡単にいかないということだそうです。外務省の都甲欧亜局長がソ連の経済学者がそういうことを言つてゐるということを話していました。次の五ヵ年計画を完遂するにはあと七、八年かかってしまうことになり、一体それまで政権がもつのかどうか。

**木村** 経済が悪いことはまさかもないことです。これはゴルバチョフ自身が何度も告白していることで

す。けれども私の感じでは、ゴルバチョフがもし倒れるにしても、代わる人物がいないのです。あまりよくない言い方ですが、代わりのいいタマがない。何といってもゴルバチョフは、現在のソ連指導者の中では魅力ある政治家で一定の人気もありますし、識見もそれなりに備えています。現在、政治局員クラスを見渡し

ても、ゴルバチョフに比べればみんなはるかに見劣りがします。彼にとって代わるような人物は、まず見いだせません。この点で、ゴルバチョフは得をしていると思います。

ただ、政策がゴルバチョフの思い通りにいかないということになった場合、一定の後退はゴルバチョフ政権のもとでもあり得るのではないかと思います。

フルシチョフの場合にもそうでした。フルシチョフはマレンコフを倒して第一書記になつて、非常に華々しく非スターリン化政策を進めたわけです。ところがいろいろな方面から抵抗が出てきて、一九六〇年を過ぎますと彼は、非スターリン化という看板は下さないまま、かなり当初の革新的な態度から保守的になつていきました。とくに六二年に抽象画の展覧会を見て、「これはロバがしつぽで描いた絵だ」と批評してからではかなり後退して、保守派に妥協したわけです。

そのようなことは、ゴルバチョフ政権下でもあるいは起るかも分からぬと思います。けれどもゴルバチョフが倒れて、たとえばリガチョフが政権を握ると、どうなことがありますね。そのほかメドベジエフにしても、経済担当のシリュツルニコフにしても、ゴルバチョフに比べれば、やっぱり落ちます。政治局員としても年齢は若いのですけれども、就任順ではいまやゴルバチョフが最古参です。目の上のコブだった長老たちは全部一掃しましたから、彼の失脚ということは、考えにくく私は思います。

政策が変わることもあり得るかもしれません。とくにいまの消費物資の非常な不足を開けるた

めに、部分的に旧来の中央集権的な計画経済の原則に戻るべきだという意見も、必ずしも保守派ではない経済学者からも出ています。

ゴルバチョフ政権下で、ソ連の企業は自主經營の形になりましたから、各企業はなるべく利潤が上がるものの、儲かる商品を優先的に生産しようとしています。利潤が上がるものといえば、やはり価格の高いものになりますから、実用にはそれほど高級でなくてもいいのですが、値段の高い品物を作らうとする。そのため、一般庶民が日常に使う物資が不足するということになるわけです。こういう状況に対し、所轄の省庁がいわゆる国家注文を出すことになります。国家がこれをこれだけ作れ、と強制的に企業に発注するわけです。それによってたとえば安い石けんや洗剤を作らせる、ということがかなりやられているようです。

昨年一月、新しい国営企業法が発効して、各企業は生産計画を自ら決定し、運営資金も自分で調達する、必要な原材料は自分で卸売市場から買ってくる、というシステムになっています。このシステムがスムーズに動き始めて、企業が西側のように本当の企業になれば、生産は上向くと思いますけれども、それまでの過渡期は非常に苦しいと思います。必要不可欠の物資に対する国家注文の増加などは、一種の逆行現象とみられます。

ある学者などは、いまの経済システムは中途半端で効率的でない、長年なれ親しんだ古いシステムに帰るか、あるいは強引により徹底した新システムに乗り換えてしまいか、どちらかにしなければ経済は好転しないという意見を述べています。どういう選択をするか、非常に難しい局面です。

ゴルバチョフはいまのところ一番最初に申しましたようにいま取り組んでいる政治改革が完遂されて、ソ連社会が秩序正しく動くようになれば、経済も活力を取り戻すだろうという展望を立てているのですけれども、それがなかなかうまくいかない。それできびしい立場に追い込まれているのですが、有力な対抗馬がないということが、彼に非常に幸いしているのではないかでしょうか。

井出（共同OB） 昔から「ソ連の脅威」ということが言われてきていますが、かつて中国が日米安保に対して非常に強い立場を取っていた。それが日米安保に肯定的になつた。今度ソ連もそういうようになつたということは、日本の立場に立って言うと、非常に短絡かもしれません、日米安保などは必要のない時代になつたという傾向なのか、どうなのか。

木村 ソ連自身は、前々から軍事ブロックを解体しようと言い続けています。ソ連がワルシャワ条約機構をつくったのは、NATOが先にできてそれに西独が加盟するというような状況になつたので、やむを得ず対抗措置をとつたのだと説明しています。ソ連はブレジネフ時代のよう、軍事力を背景にして政治的、経済的に影響力を伸ばすという一種の膨張政策を、いまはもう取つていません。経済活性化のために兵力を減らし、軍需工場を民需工場に転用するという政策に転じています。今まで戦車をつくった所で、トラクターや乳母車をつくるという転換をどんどん進めています。

こういうことになつてきますと、確かに軍事的緊張は緩和するでしょう。その時に日本が日米安保をどうするかというのは、われわれが判断すればいいわけ

で、ソ連としては前にふれましたように、「日米安保があることを問題にしない」と言っているわけです。ただ「日米安保を廢棄しなければならない」という状況は直ちには出てこないと思います。

むしろヨーロッパの場合は、西側がNATOとして同盟を結んで一本にまとまっていることが、非常に全欧安保の進展を促進したわけですね。東西二つの政治・軍事機構にきちんと分かれていますから、その二つで話し合いをすればいい。ところがアジアの場合、日本とアメリカとの関係は同盟関係としてはっきりしていますけれど、日本と中国、中国とアメリカの関係は同盟関係ではない。インドもまた特殊な地位にある。こういうことで、ヨーロッパのように双方の陣営がまとまって話し合いをして、それで物事が決着するという状況はない。その点がヨーロッパとアジアとは違いますけれど、ヨーロッパについては、ソ連は昔から、「東西の軍事機構の同時解消」ということをずっと言い続けて、いまも基本は変わっていません。

フルシチヨフなどは一時は、「東西の軍事機構が一挙に解消しないなら、もう仕方がないからソ連がNATOに加盟しよう」(笑)といった、そういう一種の「撒きかけたことがあるのです。それはまあ西側に一笑に付されたのですが、ソ連の意図は分かりますね。

現在ソ連は、「すでにできている西側主導の経済機構には進んで入りたい。そのため、ソ連国内の条件を整える用意がある」と言っています。たとえばIMFとかガットとか、太平洋経済協力会議(PPEC)です。ソ連は、たとえば、国内の経済状態を明らかにしなければならないのなら明らかにするし、ループル

に交換性を持たせなければいけないのなら、その準備もしていると言つて、すでにできている西側の体制の中に入り込んで世界経済と一体化しようとしています。いままではかたくなに対立と対決の姿勢をとっていたのですが……。

そういう考え方は、昔フルシチヨフが半ば冗談にもせよ「NATOに加盟する」と言つたアイデアを、現代に生かしているのかもしれません。そういう点で、現在ソ連は、世界を一つのものとして見てきているわけです。

よく言われますように、「階級的利益よりは全人類的利益を優先する」というのがゴルバチヨフの考え方で、それは今までのマルクス・レーニン主義にはなかった考え方です。日本共産党あたりは、「とんでもない。それは結局、階級協調主義である」と批判しています。それは、階級闘争も民族解放闘争も抑制されるではないかという理由からです。ゴルバチヨフのいわゆる「新しい考え方」は、レーニン以後国際共産主義運動に現れた最大の誤りである、というふうに思卷いているのです。それは、それだけゴルバチヨフの考え方が革新的だということを示す一つの証拠ではなかろうか、と思います。

(文責・編集部)

きむら あきお氏 一九二五年生まれ 岡山県出身 京都大学文学部卒 五〇年朝日新聞入社 外報部記者 モスクワ特派員 調査研究室主任研究員などを務める 八四年から青山学院大学国際政治経済学部教授 著書に「現代ソ連の国家と政治」(教育社) 「ソ連の国家構造」(同) 「クレムリン権力のドラマ レーニンからゴルバチヨフへ」(朝日新聞社) 「発達した社会主義」の実像 ソビエト社会論」(泰流社)など クラブ会員

図1 人民代議員ソビエトの体系

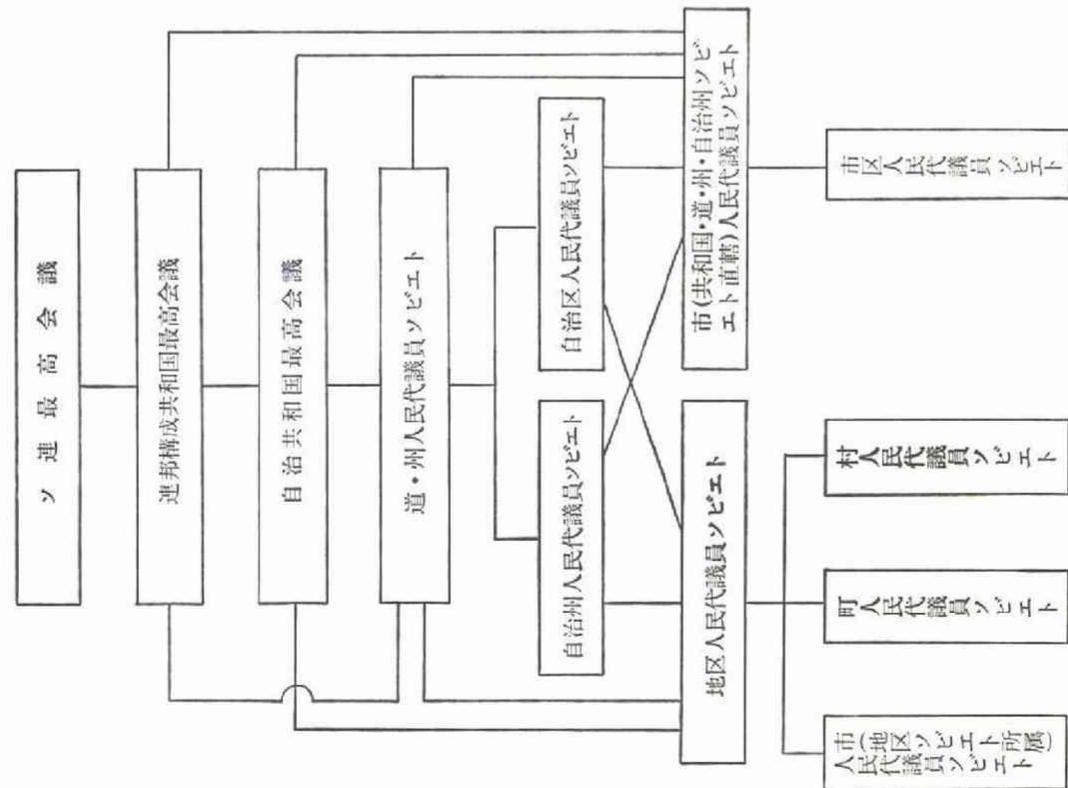
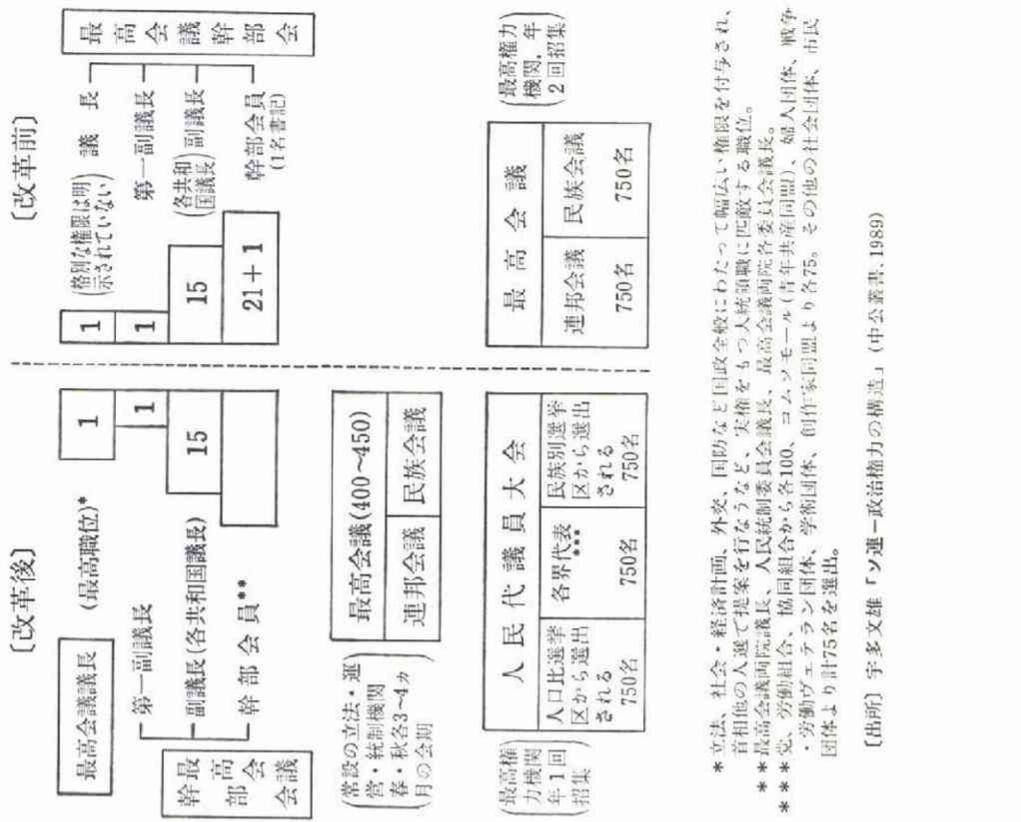


図2 最高会議の改革



\*立法、社会・経済計画、外交、国防などに政策全般にわたって幅広い権限を付与され、実権をもつ人気幹部に匹敵する職位。

\*\*\*品会議開催、人形組委員長、成高会議開催、婦人団体、戦争協同組合、労働組合、協同組合、各100、コムソモール(青年共連)、婦人団体、労働組合、学生団体、白軍連隊、ソ連連隊、白軍連隊、ソ連連隊。

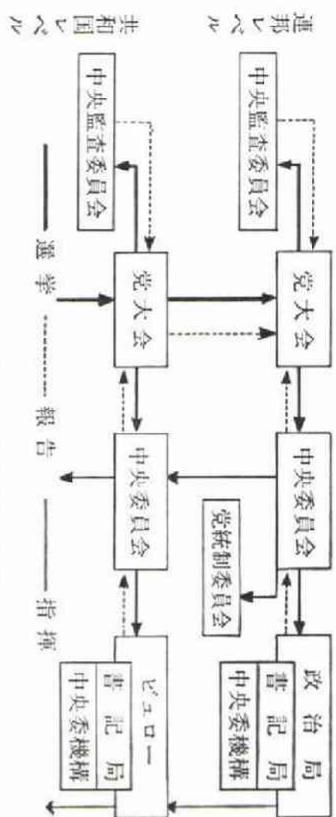
団体より計75名を選出。

〔出所〕宇多文雄「ソ連—政治権力の構造」（中公新書、1989）

資料：Novosti Press Agency Publishing House, USSR—*The State Structure*.

〔出所〕 木村明生「現代ソ連の国家と政治」(教育社、1987)

図3 規約上の党组织構造



## 表 1 中央委員会内委員会と部局構成

```

graph TD
    CC[日本共産党中央委員会] --- GPCP[党建設・人事政策問題委員会]
    CC --- IDOGI[イデオロギー委員会]
    CC --- VADM[V.A.メドヴェージエフ委員会]
    GPCP --- GPRF[G.P.ラズモーフスキイ議長]
    GPCP --- 24M[委員 24名]
    GPRF --- GPCP_SG[党建設・人事活動部]
    GPRF --- GPCP_GM[総務部]
    IDOGI --- IDOGI_BU[イデオロギー部]
    VADM --- VADM_BU[イデオロギー部]
  
```

第4図 実際上の党组织・構造



(注) 来国上院政府活動委員会(新聞武証)『ソ連邦における国家政策決定機構』日刊労働通信社1960年p.38(ただし、人數は第27回党大会(1986年)の選出による現在のものに変更)  
〔出所〕宇多文雄、前掲書